



MHAM USインカムオープン 毎月決算コース（為替ヘッジなし）

追加型投信／海外／債券

- この目論見書により行う「MHAM USインカムオープン毎月決算コース（為替ヘッジなし）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により、有価証券届出書を2025年2月10日に関東財務局長に提出しており、2025年2月11日にその効力が生じております。
- 「MHAM USインカムオープン毎月決算コース（為替ヘッジなし）」の基準価額は、ファンドに組入れられる有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資家のみなさまに帰属します。したがって、ファンドは、元本が保証されているものではありません。

アセットマネジメントOne株式会社

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
ファンドは、課税上「株式投資信託」として取り扱われます。

■委託会社への照会先

【コールセンター】 **0120-104-694**（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

【ホームページアドレス】 <https://www.am-one.co.jp/>

発行者名	アセットマネジメントOne株式会社
代表者の役職氏名	取締役社長 杉原 規之
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

目 次

第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	4
第1【ファンドの状況】	4
第2【管理及び運営】	43
第3【ファンドの経理状況】	49
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	80
第三部【委託会社等の情報】	82
第1【委託会社等の概況】	82
約款	129

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

MHAM USインカムオープン毎月決算コース（為替ヘッジなし）（以下「当ファンド」といいます。）

ただし、愛称として「ドルBOX」という名称を用いる場合があります。

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」と称することがあります。）です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

また、当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付けまたは信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

※ 「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除して求めた金額（純資産総額）を計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号※
アセットマネジメントOne株式会社	https://www.am-one.co.jp/	0120-104-694

注：電話番号はコールセンターのものです（以下同じ）。

※ 電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時から午後5時までとさせていただきます。（以下同じ。）

(5) 【申込手数料】

① 取得申込金額（取得申込口数に発行価格を乗じた額）に、2.2%（税抜2%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。なお、申込手数料には、消費税ならびに地方消費税に

相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。)が課せられます。

- ② 申込手数料については、販売会社にお問い合わせください。
- ③ 「自動けいぞく投資コース」を選択された場合の収益分配金は、毎計算期末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。
- ④ 上記①にかかわらず、償還乗換優遇措置等の取扱いを行う販売会社では、一定の条件を満たした場合に申込手数料が割引または無手数料となる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(6) 【申込単位】

- ① 申込単位は各販売会社が定める単位とします。
- ② 「一般コース」および「自動けいぞく投資コース」による取得申込が可能です。販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。なお、「自動けいぞく投資コース」を選択されたお申込者は、収益分配金の再投資に際し、1口の整数倍をもって取得することができます。
- ③ 申込単位および取扱コースについては、販売会社にお問い合わせください。
※当初元本は1口当たり1円です。

(7) 【申込期間】

2025年2月11日から2025年8月12日まで

※ 申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

当ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については、下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	https://www.am-one.co.jp/	0120-104-694

(9) 【払込期日】

取得申込代金は、販売会社が定める期日までに、販売会社にお支払いいただきます。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、アセットマネジメントOne株式会社(「委託者」または「委託会社」といいます。)の指定する口座を経由して、みずほ信託銀行株式会社(「受託者」または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座(受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座)に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

取得申込代金は、お申込みの販売会社にお支払いください。なお、払込取扱場所については、下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	https://www.am-one.co.jp/	0120-104-694

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

○ 投資信託振替制度における振替受益権について

当ファンドの受益権は、2007年1月4日より投資信託振替制度（以下「振替制度」といいます。）に移行しており、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

振替制度においては、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- ① 主として、L A U S インカムマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて米国の国債、アセットバック証券等の高格付債や転換社債等の株式関連債およびハイイールド債に投資を行い、信託財産の中・長期的な成長を目指して運用を行います。

<ファンドの特色>

- I. 主として、米国の債券市場3セクター（高格付け債・株式関連債・ハイイールド債）に分散投資します。
- ＊外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- II. 様々な景気・金利局面により、それぞれ異なる動きをする3つのセクターを効果的に組み合わせ、安定的なリターンの確保を目指します。
- III. マザーファンドの運用は、ロード・アベット・アンド・カンパニー エルエルシーが行います。
- IV. 毎月10日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として利子・配当等収益等を中心に分配を行います。
- ② 5,000億円を上限に信託金を追加することができます。なお、信託金の上限額については、受託会社と合意のうえ、変更することができます。
- ③ 一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。

<商品分類>

・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)
単位型 追加型	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
	内 外	その他資産 () 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

・商品分類定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債券	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

<属性区分>

・属性区分表

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式	年1回	グローバル	ファミリーファンド
一般		日本	
大型株	年2回	北米	
中小型株			ファンド・オブ・ファンズ
債券	年4回	欧州	
一般		アジア	
公債	年6回	オセアニア	為替ヘッジ※2
社債	(隔月)	中南米	
その他債券		アフリカ	
クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	中近東 (中東)	あり ()
不動産投信	日々	エマージング	
その他資産 (投資信託証券)※1	その他 ()		
資産複合 ()			なし
資産配分固定型			
資産配分変更型			

※1 当ファンドが投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「債券・一般」です。

※2 「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

・属性区分定義

その他資産 (投資信託証券)	目論見書又は投資信託約款において、主として「株式」、「債券」及び「不動産投信」以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載はその該当資産を表す。
債券・一般	目論見書又は投資信託約款において、主として債券に投資する旨の記載があるもので、公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。 ※ 当ファンドは、主としてマザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、債券に投資を行います。
年12回（毎月）	目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
北米	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

（注1）商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。

（注2）当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）でご覧いただけます。

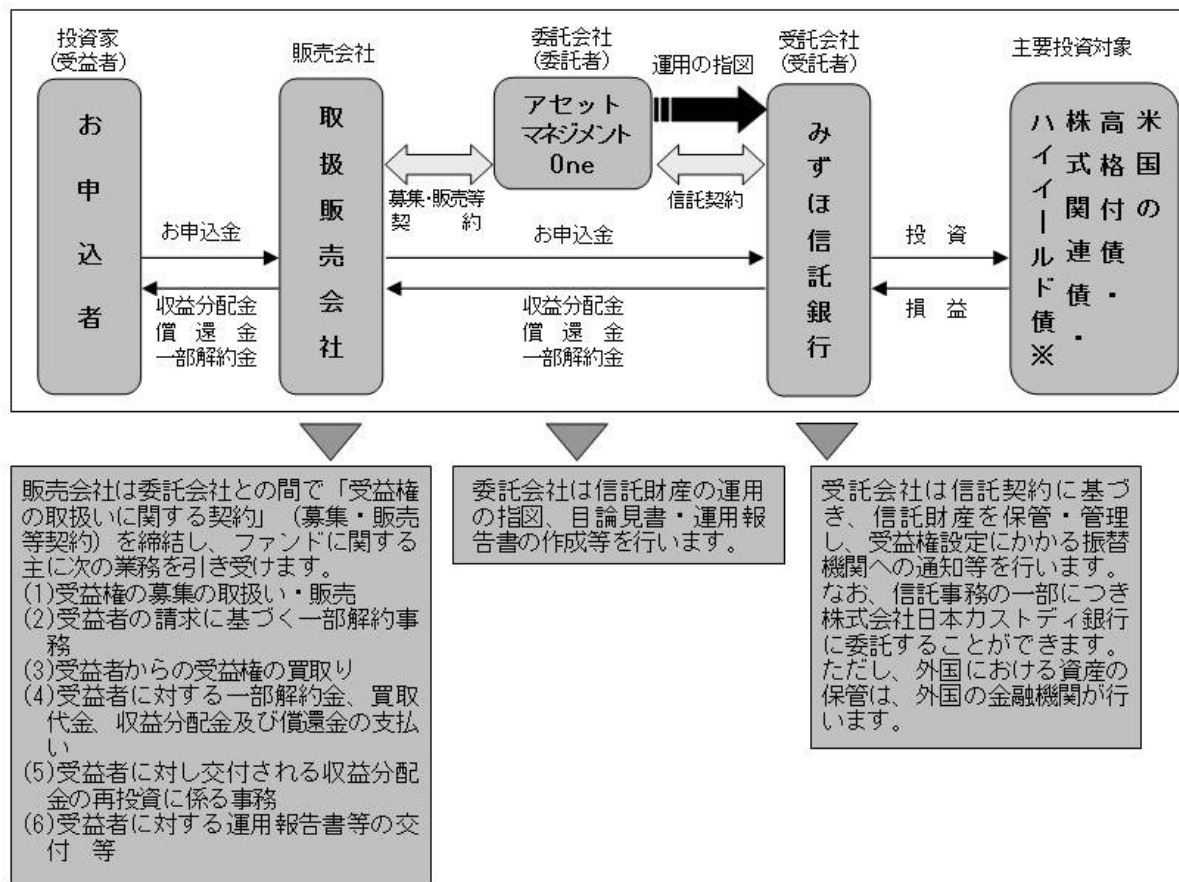
（注3）当ファンドはマザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、債券を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産の分類・区分は異なります。

（2）【ファンドの沿革】

2001年12月3日	信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始
2007年1月4日	投資信託振替制度へ移行
2007年7月1日	当ファンドの名称を「富士USインカムオープン毎月決算コース（為替ヘッジなし）」から「MHAM USインカムオープン毎月決算コース（為替ヘッジなし）」に変更
2016年10月1日	ファンドの委託会社としての業務をみずほ投信投資顧問株式会社からアセットマネジメントOne株式会社に承継

(3) 【ファンドの仕組み】

① 当ファンドの運営の仕組み



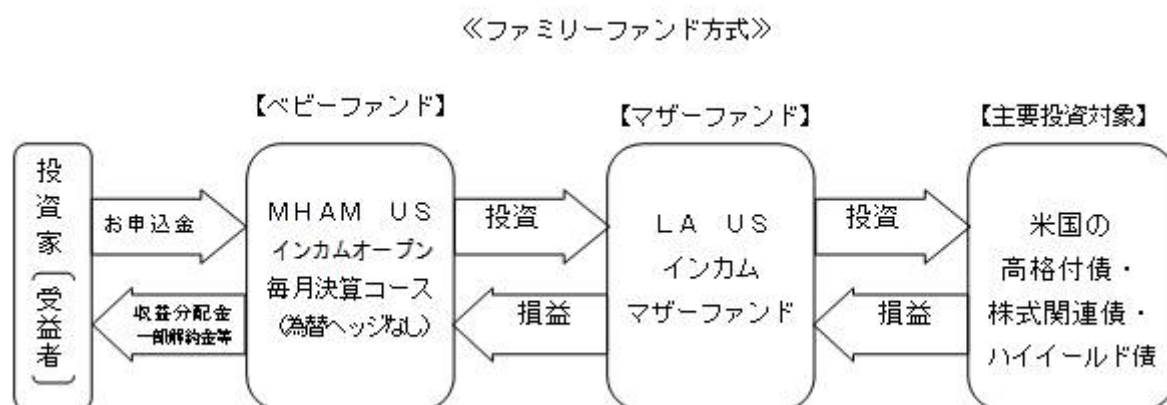
※ 主要投資対象である米国の高格付債・株式関連債・ハイイールド債には、主として、LA USインカムマザーファンドを通じて投資を行います。

※ 当ファンドが主要投資対象とするLA USインカムマザーファンドにおいて、委託会社は、運用指図に関する権限を、ロード・アベット・アンド・カンパニー エルエルシー（以下「ロード・アベット社」といいます。）に委託します。

ロード・アベット社は、委託会社との「投資運用委託契約」（以下「外部委託契約」といいます。）に基づき、マザーファンドにおいて、有価証券等の投資判断および発注を行います。

② ファミリーファンド方式の仕組み

当ファンドは「L A U S インカムマザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用を行います。



※ ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資することにより、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

※ マザーファンドのほかに、債券等に直接投資する場合があります。

③ 委託会社の概況

名称：アセットマネジメントOne株式会社

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

資本金の額

20億円（2024年11月29日現在）

委託会社の沿革

1985年7月1日	会社設立
1998年3月31日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1998年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
1999年10月1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。
2008年1月1日	「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「D I A Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更
2016年10月1日	D I A Mアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更

大株主の状況

(2024年11月29日現在)

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000株※1	70.0%※2
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	30.0%※2

※1：A種種類株式（15,510株）を含みます。

※2：普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

① 基本方針

この投資信託は、信託財産の中・長期的な成長を目指します。

② 運用方法

1. 主要投資対象

LA USインカムマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、債券等へ直接投資する場合があります。

2. 投資態度

a. 主としてLA USインカムマザーファンド受益証券に投資し、信託財産の中・長期的な成長をめざして運用を行います。

◆ 主として、米国の債券市場3セクター（高格付債※1・株式関連債※2・ハイイールド債※3）に分散投資します。

マクロ経済分析・景気サイクル局面分析等を通じて経済の大きなトレンドを捉え、様々な景気・金利局面に応じて米国の債券市場3セクターの相対価値を判断し、これらを効果的に組合せることで中長期的な成長を目指します。

(主要投資対象とする3つのセクター)

3つのセクター	
高格付債	国債、政府機関債およびモーゲージ証券等、債券の元本や利息の支払いの確実性が高いものとして、格付会社から投資適格の格付※4を付与された債券のことをいいます。
株式関連債	転換社債等、株価との連動性が高い債券です。
ハイイールド債	事業会社等の発行する債券のうち、投資適格未満の格付（投機的格付）を付与されているもの等、高格付債に比べ信用度は低いが高い利回りで流通・発行されている債券です。

※1 高格付債とは、投資適格格付を付与されている債券で、主に米国の国債、モーゲージ証券、投資適格格付の社債等がこれにあたります。モーゲージ証券とはモーゲージ（不動産抵当貸付債権）を裏付けに発行される証券です。一般に高格付債は信用リスクが低く、流動性も高いといえますが、社債・モーゲージ証券等は高格付であっても国債等に比べて流動性は劣ります。

※2 株式関連債とは、転換社債（わが国の法令上は新株予約権付社債に区分されます。以下同じ。）や転換優先株式等を指します。これらには普通株式等への転換権が付与されているため、その価格は金利変動等による通常の債券としての価格変動のほか、株式の価格を反映して変動します。

※3 ハイイールド債とは、事業会社の発行者（発行体）が発行する債券のうち、投機的格付を付与されているもの、および格付を付与されていないがそれらと同等と判断される債券をいいます。

一般に、債券の利息及び元本の支払いは、発行体、あるいは債券の構造上の返済能力に依存すると考えられます。ハイイールド債はこれらの返済能力が上位格付の債券に比べて相対的に低いと考えられ、かつ多くの場合無担保で発行されています。したがって、市場においても通常、上位格付の債券に比べてより高い利回りで発行され流通しています。

ハイイールド債の市場価格は、他の債券と同様、金利変動等の種々の影響を受けますが、上位格付の債券と比べ、当該債券及びその発行体に関わる信用状況の変化の影響を、より大きく受ける可能性があります。

※4 格付とは、債券の元本や利息の支払いの確実性の度合いを示すものであり、S&P社やムーディーズ社などの格付会社によって格付けされる債券の信用度で、上位4つの格付であるBBB／Baa以上の格付（投資適格格付）を付与されている債券を高格付債、BB／Ba以下の格付（投機的格付）を付与されている債券をハイイールド債といいます。

格付	S&P社の場合	ムーディーズ社の場合	
高い	AAA	Aaa	
	AA	Aa	高格付債
	A	A	
	BBB	Baa	
	BB	Ba	
	B	B	
	CCC	Caa	
	CC	Ca	ハイイールド債
	C	C	
低い	D	—	

※ 当ファンドは格付のない債券に投資することもあります。

※ 通常の状態では、高格付債、株式関連債、ハイイールド債への投資比率を高位に保つことを基本とします。ただし、投資環境に応じて基準価額の変動リスク低減のため必要と判断したとき、あるいはファンドの資金状況や一部解約への対応等のため必要と判断したときは、これらへの投資に代わり、一時的に短期金融商品等での運用を行うことがあります。

b. 原則として為替ヘッジは行いませんので、為替変動リスクがあります。

◆ 当ファンドは、実質組入※外貨建資産に対して、原則として為替ヘッジを行いません。したがって、為替相場の変動の影響を受けます。

※ 「実質組入」とは、投資対象である当該資産につき、当ファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産のうち当ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額をいいます。（以下同じ。）

c. 資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

d. マザーファンドの運用は、効率化を図るため、運用指図に関する権限を、ロード・アベット社に委託します。

◆ マザーファンドにおける外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

③ ファンドの投資プロセス

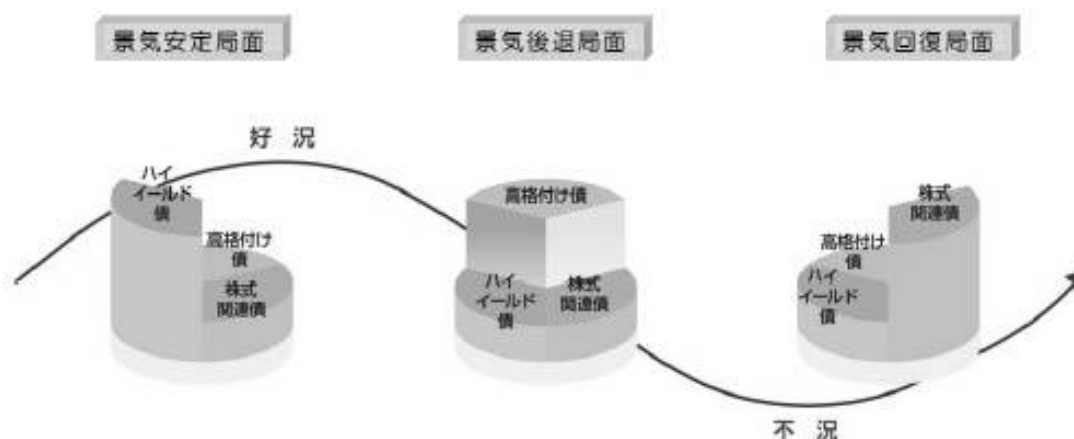
当ファンドは、主としてL A U Sインカムマザーファンド受益証券への投資を通じて、米国の国債、アセットバック証券等の高格付債や転換社債等の株式関連債およびハイイールド債に投資を行います。なお、マザーファンドにおける投資は、ロード・アベット社により以下のプロセスのもとで行われます。

米国の債券市場は高格付債、株式関連債及びハイイールド債の3つのセクターに分けることが出来ます。各セクターは、様々な景気・金利局面により、それぞれ異なる動きをします。こうした3つのセクターを効果的に組合せ、安定的なリターンの確保を目指します。

運用プロセス



景気局面と3つのセクターの組み合わせ（概念図）



3つのセクターの特性と銘柄選定

ハイイールド債	高格付け債	株式関連債
高利回りなハイイールド債への投資妙味が高まる局面とは、景気の安定的な成長が見込まれ、債券発行企業の信用リスクが低下するような局面と考えます。	高格付け債への投資妙味が高まる局面とは、景気後退局面すなわちインフレが低下し信用リスクが増大し金利低下が期待できるような局面と考えます。	株式関連債への投資妙味が高まる局面とは、投資対象企業の業績成長期待から株価が上昇しやすくなる不況からの回復局面と考えます。
定量・定性分析を通じ割安と判断される債券に投資します。	景気・金利の大きな局面を踏まえ、うえで割安性を重視しアクティブに投資します。	マクロ経済・産業分析を踏まえ、定量・定性分析を通じ割安と判断される債券に投資します。

※ 上記は当該3つのセクターの特性を説明するものであり、実際の投資局面での投資等を約束または保証するものではありません。

※ 株式関連債およびハイイールド債への投資にあたっては、企業調査およびクレジット分析により投資機会を捉え、また、分散投資によりリスクの低減を図ることを基本とします。

※ 株式への投資（転換社債等の転換等により取得するものを含みます。（以下同じ。））を行うことがあります。

- ※ 組入債券がデフォルト（債務不履行）に陥った場合、原則として速やかに売却することを基本とします。
 - ※ CCC（トリプルシー）/Caa（シーダブルユー）以下の格付（同等とみなされるものを含む）の株式関連債及びハイイールド債への投資は、合計で信託財産の純資産総額の20%以内とすることを原則とします。
 - ※ 同一企業の発行する株式関連債、ハイイールド債への投資は、合計で信託財産の純資産総額の10%以内とすることを原則とします。
 - ※ 米国以外の発行体が発行する米ドル建の株式関連債への投資は、投資する株式関連債全体の10%以内とすることを原則とします。なお、投資に際しては、その発行する国の問題（事情）よりも、その発行企業の信用を重視するものとします。
 - ※ 米国以外の発行体が発行する米ドル建のハイイールド債への投資は、投資するハイイールド債全体の10%以内とすることを原則とします。なお、投資に際しては、その発行する国の問題（事情）よりも、その発行企業の信用を重視するものとします。
- 注) 上記の投資制限は、市場環境の動向等に応じて変更される場合があります。

<ロード・アベット社（Lord, Abnett & Co. LLC）について>

設立：1929年

所在地：米国ニュージャージー州ジャージーシティー市ハドソン通り30番地

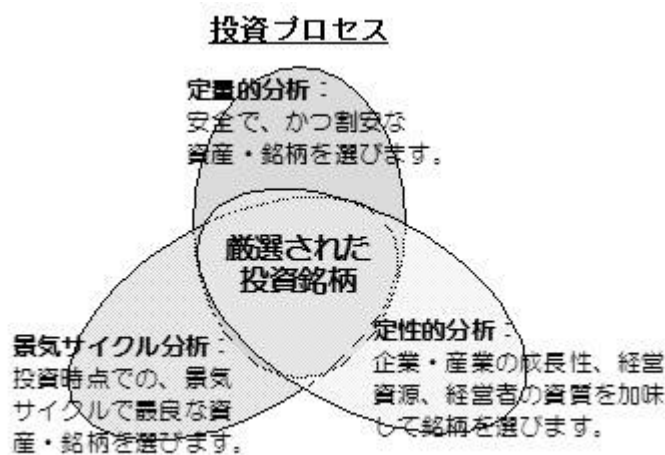
運用資産：約2,135億米ドル（2024年9月末日現在）

米国の独立系資産運用会社で、株式から債券まで多様な投資信託を提供しています。

- ※ マザーファンドの投資プロセスは、ロード・アベット社の米国での永年にわたる運用実績に裏付けられた手法に基づいております。短期的な市場の変動に左右されることなく、一貫した投資手法を徹底し、中長期的に高いリターンの達成を目指しています。

（ロード・アベット社 債券運用の投資哲学）

- ・ インカムゲイン（金利収入）を重視し、総合収益の向上を目指します。
- ・ ロード・アベット社独自のインフレ、金融政策、景気サイクルに対する分析に基づき、投資債券の残存期間・セクターを決定します。



* 上記プロセスは、今後変更される場合があります。

(2) 【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - a. 有価証券
 - b. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第26条、第27条および第28条に定めるものに限りします。）
 - c. 金銭債権
 - d. 約束手形（a. に掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - a. 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、アセットマネジメントOne株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結されたL A U S インカムマザーファンドの受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券（両者および8. において同様の性質を有するものを総称して「新株引受権証券等」といいます。）
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で前記1. から7. の証券または証書の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
12. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
14. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、前記1.の証券または証書および前記8.の証券または証書のうち前記1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前記2.から5.までの証券および前記8.の証券または証書のうち前記2.から5.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

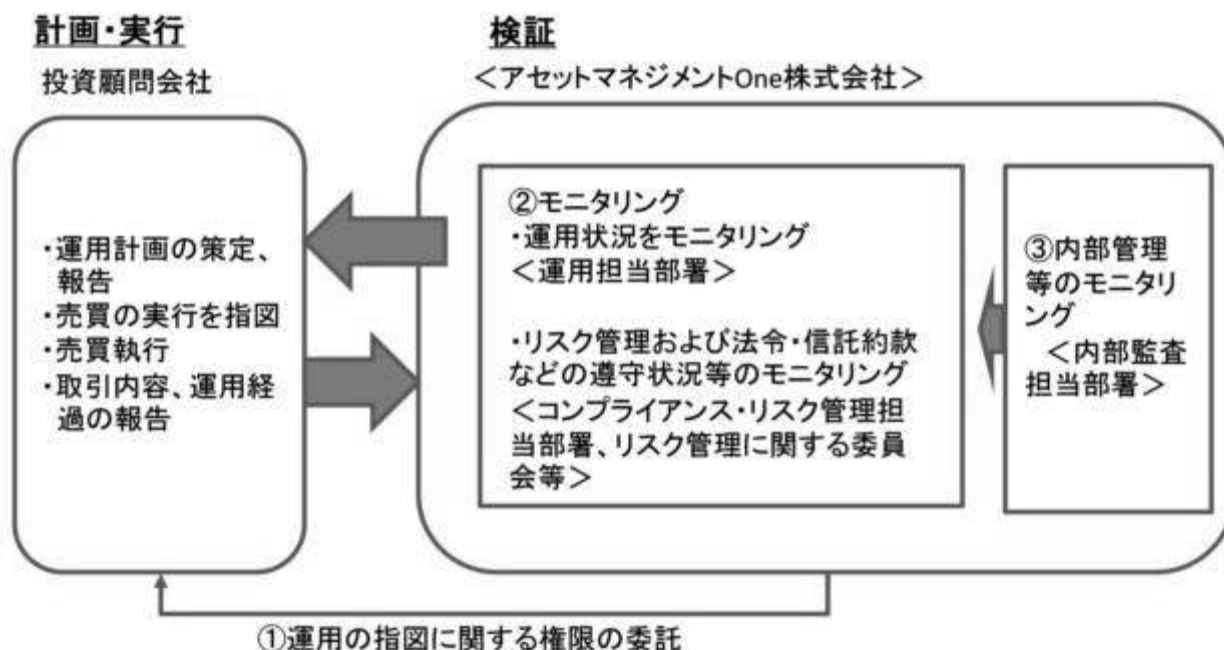
③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。また、前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を以下に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

（３）【運用体制】

ａ．ファンドの運用体制



① 運用の指図に関する権限の委託

当ファンドが主要投資対象とするLA USインカムマザーファンドはロード・アベット社に運用指図に関する権限を委託します。

ロード・アベット社は外部委託契約に基づいて運用計画を策定・報告し、運用指図および売買執行・管理を行います。

② モニタリング

委託会社では、各運用担当者が運用の委託先である投資顧問会社の運用状況をモニタリングし、必要に応じて対応を指示します。

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署（60～70人程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的に行われるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

③ 内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署（10～20人程度）が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

b. ファンドの関係法人に関する管理

ファンドの関係法人である受託会社・投資顧問会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

また投資顧問会社に対しては、運用の外部委託管理に関する社内規程を設け、経営陣・運用担当者との面談を含めた、委託継続にかかる点検（デューデリジェンス）を定期的に行います。

c. 運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

※運用体制は2024年11月29日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

※上記体制は、マザーファンドを通じた実質的な運用体制を記載しております。

<ロード・アベット社の運用体制>

ロード・アベット社は、投資運用委託契約中の運用ガイドライン等に則り、個別銘柄選択などの投資判断およびこれに付随して発生するトレーディングを行います。当社の運用は、短期的な市場の変動に左右されることなく、一貫した投資手法を徹底することにより、中長期的に高いリターンの達成を目指すことが特徴であり、運用プロダクト毎のポートフォリオマネージャーが、それぞれ独自のスタイルに基づいて運用を行います。担当ポートフォリオマネージャーは、運用対象資産を担当するリサーチアナリストからの情報に基づき運用を行います。また、他のポートフォリオマネージャーやリサーチアナリストのリサーチ情報を活用します。

当社の運用評価は、運用部門から独立したリスク管理部門が、月次でリスク・リターン分析を行います。また、四半期毎に開催される主要パートナーによるレビューにおいて、運用審査が行われます。法務部門およびコンプライアンス部門は、ポートフォリオに関する監査・ガイドラインチェック、売買状況チェック（インサイダー・トレーディング、個別銘柄組入れ比率、投資対象国等のチェック）を実施します。

ロード・アベット社では、内部監査は通常の業務プロセスの中で継続的に行います。また、チーフ・コンプライアンス・オフィサーが、運用、トレーディング、計理、コンプライアンスの各部署を、諸規定、コンプライアンス・ポリシーの観点から随時管理監督します。

※ なお、上記の運用体制および組織の名称等については、変更になることがあります。

（４）【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時（原則として毎月10日、ただし休業日の場合は翌日以降の最初の営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
2. 収益分配金額は、分配原資の範囲内で、委託会社が決定するものとし、原則として配当等収益等を中心に分配を行います。ただし、基準価額水準によっては、売買益等が中心となる場合があります。
3. 収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

※ 将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

② 収益分配金の支払い

1. 収益分配金は、原則として毎計算期間終了日から起算して5営業日までに販売会社において支払いが開始されます。
2. 自動けいぞく投資約款に基づく契約に基づいて収益分配金を再投資することにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

※ 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に対し、お支払いします。

収益分配金に関する留意事項

- ◆投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ



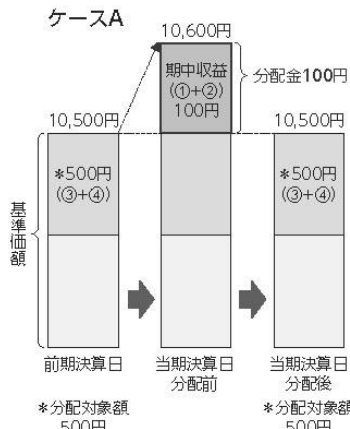
- ◆分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金額と基準価額の関係(イメージ)

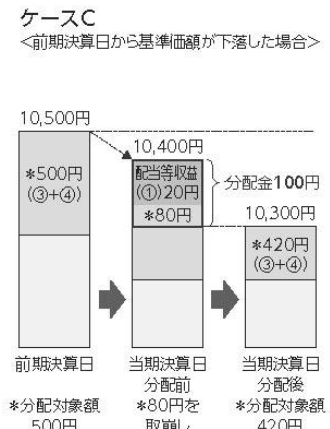
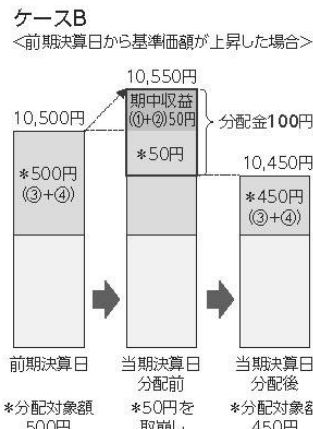
分配金は、配分方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益(経費控除後)、②有価証券売買益・評価益(経費控除後)、③分配準備積立金、④収益調整金

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合



計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



上記のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

ケースA: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円=100円

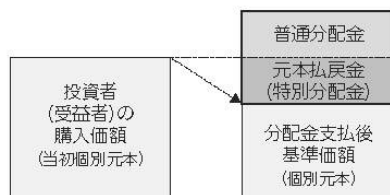
ケースB: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円

ケースC: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

- ★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。
- ※ 上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご注意ください。

- ◆投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※ 元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は、非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(5) 【投資制限】

a. 約款で定める投資制限

① 株式および新株引受権証券等(約款第22条、第23条および第24条)

1. 委託会社は、信託財産に属する株式への実質投資割合※が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図はしません。

※ 「実質投資割合」とは、投資対象である当該資産につき、当ファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産のうち当ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の当ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。(以下同じ。)

2. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

3. 委託会社が投資することを指図する株式および新株引受権証券等は、約款「運用の基本方針」の範囲内で証券取引所(「証券取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場(以下「取引所」といいます。))のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。)に上場(上場予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式および新株引受権証券等についてはこの限りではありません。

② 転換社債等(約款第29条)

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。(両者および前記(2)投資対象②有価証券の指図範囲8.において同様の性質を有するものを総称して「転換社債等」といいます。))への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図はしません。

③ 外貨建資産(約款 運用の基本方針 (3) 運用制限、約款第31条)

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。ただし、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

④ 外国為替予約(約款第32条)

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

⑤ 信用取引（約款第25条）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 前記1. の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - a. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - b. 株式分割により取得する株券
 - c. 有償増資により取得する株券
 - d. 売り出しにより取得する株券
 - e. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り。）の行使により取得可能な株券
 - f. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前記e. に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑥ 信用リスク集中回避のための投資制限（約款第25条の1の2）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑦ デリバティブ取引等（約款第25条の2）

委託会社は、デリバティブ取引等（デリバティブ取引とは、金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証券に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第10号に規定するものをいいます。）を含みます。）を含みます。以下「デリバティブ取引等」といいます（ただし、この信託において取引可能なものに限り。以下同じ。）。について、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

⑧ 有価証券先物取引等（約款第26条）

1. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

- a. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - b. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前記(2)投資対象 ③金融商品の指図範囲1. から4. に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、この⑧で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
2. 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- a. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売り予約と合わせてヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
 - b. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買い予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 - c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つこの⑧で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
3. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- a. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前記(2)投資対象 ③金融商品の指図範囲1. から4. に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - b. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前記(2)投資対象 ③金融商品の指図範囲1. から4. に掲げる金融商品で運用している額（以下このb.において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款に定める組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入外貨建貸付債権信託受益権の利払金および償還金

を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には、外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

- c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つこの⑧で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑨ スワップ取引(約款第27条)

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下この3.において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
4. 前記3.においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
5. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
6. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑩ 金利先渡し取引および為替先渡し取引(約款第28条)

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するために金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡し取引および為替先渡し取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る金利先渡し取引および為替先渡し取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「金利先渡し取引および為替先渡し取引の想定元本の合計額」といいます。以下この3.において同じ。)

が、ヘッジ対象金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引および為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

4. 前記3. においてマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
5. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
6. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑪ 有価証券の貸付(約款第30条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - a. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - b. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
2. 前記1. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑫ 資金の借入れ(約款第39条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
3. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

b. 法令で定める投資制限

○ 同一の法人の発行する株式の取得割合（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

<参考> LA US インカムマザーファンドの投資方針および主な投資制限

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中・長期的な成長を目指します。

2. 運用方法

(1) 投資対象

米国の国債、アセットバック証券等の高格付債や転換社債ならびに新株予約権付社債等の株式関連債およびハイイールド債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として米国の国債、アセットバック証券等の高格付債、転換社債ならびに新株予約権付社債等の株式関連債およびハイイールド債に投資し、信託財産の中・長期的な成長をめざして運用を行います。
- ② 景気や金利の局面に応じ、高格付債、株式関連債、ハイイールド債の効果的な組合せを図ります。
- ③ 組入債券がデフォルトした場合、速やかに売却することを基本とします。
- ④ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 運用の効率化を図るため、運用指図に関する権限はロード・アベット社に委託します。

(3) 主な投資制限

- ① 株式への投資は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- ② 外貨建資産への投資には、制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 同一銘柄の転換社債等への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 有価証券先物取引等は約款第15条の範囲で行います。
- ⑥ スワップ取引は約款第16条の範囲で行います。
- ⑦ 金利先渡取引および為替先渡取引は約款第17条の範囲で行います。
- ⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

(1) 当ファンドにおける主として想定されるリスクと収益性に与える影響度合い

- ・当ファンドは、主としてL A U S インカムマザーファンド受益証券への投資を通じて値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元本や一定の投資成果が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。
- ・運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。
- ・投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- ・投資信託は預貯金とは異なります。
- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドにおいて主として想定されるリスクは以下の通りですが、基準価額の変動要因はこれらに限定されるものではありません。なお、以下のリスクは、主にマザーファンドを通じて当ファンドが行う有価証券等への投資により発生します。

① 金利変動リスク

金利の上昇（公社債の価格の下落）は、基準価額の下落要因となります。

金利変動リスクとは、金利変動により公社債の価格が下落するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。金利上昇は、当ファンドが投資する公社債の価格に影響を及ぼし、当ファンドの基準価額を下落させる要因となります。

なお、当ファンドが投資対象とする公社債のうち、ハイイールド債の価格は、一般的に金利変動より景気や企業業績などに起因する発行体の財務内容や信用状況の変化の影響をより大きく受ける傾向があります。したがって、景気回復局面では、金利上昇による影響を吸収し、債券価格が上昇することもあり、逆に、景気後退局面では、金利が低下しているにもかかわらず、発行体の信用状況の悪化等により、債券価格が下落し、当ファンドの基準価額が下がることもあります。

② 株価変動リスク

投資する企業の転換社債価格や株価の下落は、基準価額の下落要因となります。

転換社債等の株式関連債は、一般的に不況からの回復局面では、企業収益の回復によりその価値が増加し、景気後退局面では企業収益の悪化によりその価値が減少します。また、発行体の株価の変動により価格が変動することや、株式市場全体の相場変動によって価格が変動することがあります。株式への投資を行っている場合には、投資する企業の株価の下落は、当ファンドの基準価額を下落させる要因となります。

③ 信用リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

信用リスクとは、公社債等の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合、またはその可能性が高まった場合には、当該発行体が発行する公社債および短期金融商品（コマーシャル・ペーパー等）の価格は下落します。なお、当ファンドが投資対象とする公社債のうち、ハイイールド債は、信用度が高い高格付債と比較して、相対的に高い利回りを享受することが期待できる一方で、発行体の業績や財務内容等の変化（格付の引き下げ・引き上げ）により、公社債の価格が大きく変動する傾向があり、かつ発行体が債務不履行に陥る可能性も高いと考えられます。当ファンドが投資する公社債等の発行体がこうした状況に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

④ 為替変動リスク

為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。

為替変動リスクとは、為替変動により外貨建資産の円換算価格が下落するリスクをいいます。当ファンドでは、原則として為替ヘッジを行わないため、投資対象通貨（主として米ドル）と円との外国為替相場が円高となった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

⑤ 流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

流動性リスクとは、有価証券を売却（または購入）しようとする際に、需要（または供給）がないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却（または購入）することができなくなるリスクをいいます。一般に規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、流動性リスクへの留意が特に必要とされます。また、一般に市場を取り巻く外部環境の急変があった場合には、市場実勢価格での売買ができなくなる可能性が高まります。当ファンドが投資する公社債等の流動性が損なわれた場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

⑥ カントリーリスク

投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。

カントリーリスクとは、投資先となっている国（地域）の政治・経済・社会・国際関係等が不安定な状態、あるいは混乱した状態等に陥った場合に、当該国における資産価値や当該国通貨の価値が下落するリスクをいいます。当ファンドの投資先となっている国（地域）がこうした状態に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

<その他>

- ・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ・有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、当ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。
- ・当ファンドは、証券取引所における取引の停止等があるときには、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことがあります。

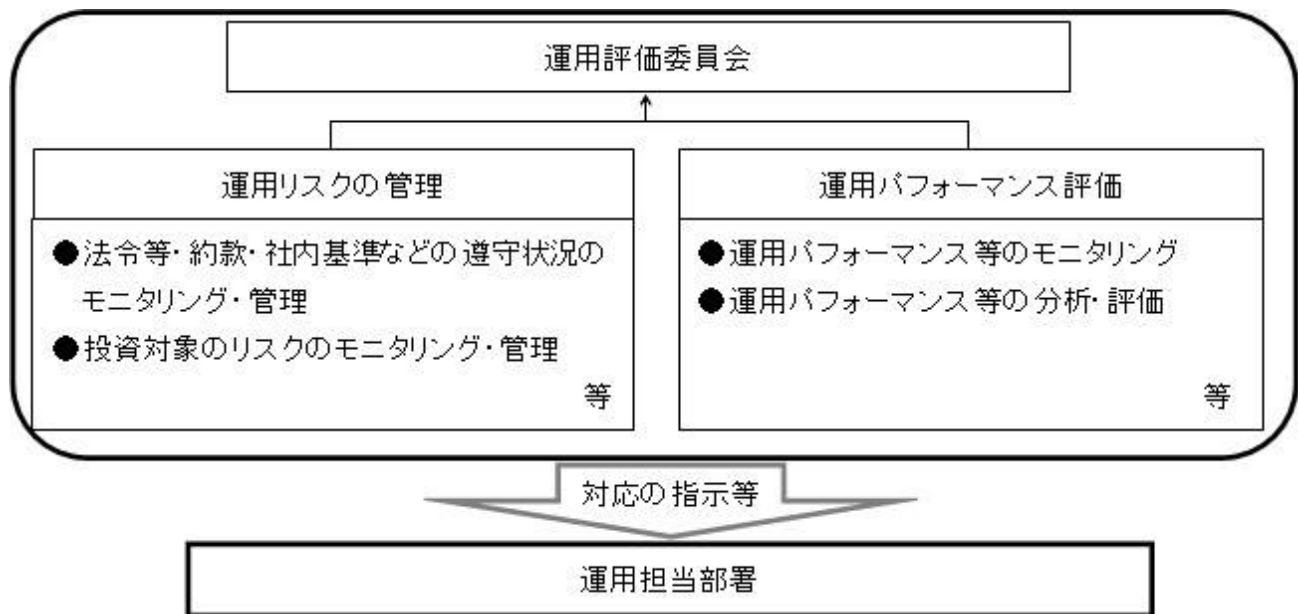
<収益分配金に関する留意点>

- ・投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・投資家（受益者）のファンドの取得価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド取得後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(2) リスク管理体制

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

- ・運用リスクの管理：運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・運用パフォーマンス評価：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
- ・運用評価委員会：上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、運用評価委員会は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。



- ・流動性リスク管理：委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※リスク管理体制は2024年11月29日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

なお、当マザーファンドにおいて、委託会社より運用に関する権限の委託を受けたロード・アベット社は、以下の体制によりリスク管理を行います。

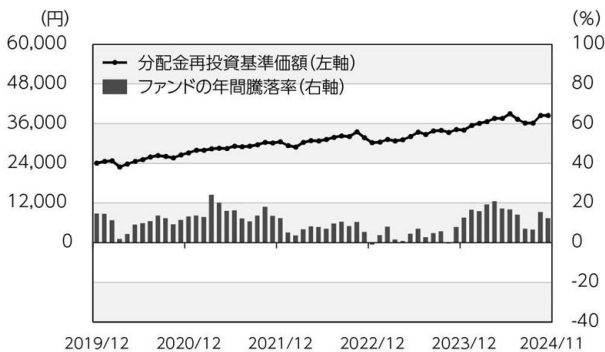
運用部門から独立したリスク管理部門が、日次でファンドのリスク分析を行います。

一方、投資ガイドライン、コンプライアンスの抵触状況は、システムの的に管理し、ガイドライン等に抵触する取引が含まれる場合には、運用部門・法務部門・コンプライアンス部門へ連絡を入れ、対応を図ります。

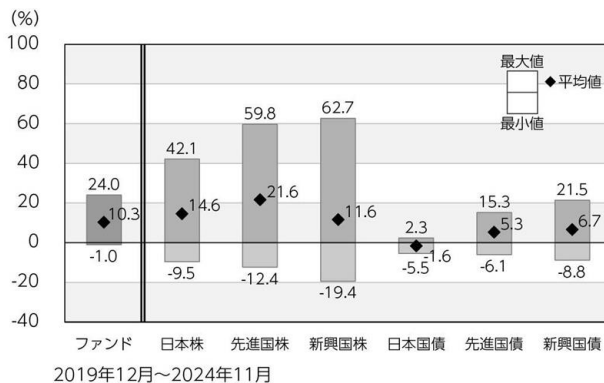
※ 上記のリスク管理体制および組織名称等については、変更になることがあります。

<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数(TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標準または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標準または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注) 海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

- ① 申込手数料は、取得申込金額（取得申込口数に発行価格を乗じた額）に、2.2%（税抜2%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。なお、申込手数料には消費税等相当額が課せられます。
- ② 申込手数料については、販売会社にお問い合わせください。
- ③ 「自動けいぞく投資コース」における収益分配金は、毎計算期末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。
- ④ 上記①にかかわらず、償還乗換優遇措置等の取扱いを行う販売会社では、一定の条件を満たした場合に申込手数料が割引、または無手数料となる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<申込手数料を対価とする役務の内容>

商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

- ① 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.815%（税抜1.65%）の率を乗じて得た額とします。

その配分（税抜）については、以下の通りとなります。

委託会社	販売会社	受託会社
0.80%	0.75%	0.10%

- ② 信託報酬は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。なお、信託報酬にかかる消費税等相当額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

※信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

- ③ マザーファンドの投資顧問会社であるロード・アベット社が受ける報酬は運用の対価等として、マザーファンドに投資するファンドから委託会社が受ける信託報酬より支払期日毎に支弁するものとし、当ファンドにかかるその報酬額は、当ファンドの信託財産の純資産総額に年10,000分の37.5の率を乗じて得た額とします。

< 信託報酬等を対価とする役務の内容 >

委託会社	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

(4) 【その他の手数料等】

- ① 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外国における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息および資金の借入れを行った際の当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期末または信託終了のときに、当該費用にかかる消費税等相当額とともに、信託財産中から支弁します。
- ② 当ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用およびこれら手数料ならびに費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ③ 上記①、②の手数料等（借入金の利息および財務諸表の監査に要する費用を除きます。）については、当ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいて発生する場合、マザーファンドの信託財産中から支弁されます。これらはマザーファンドの基準価額に反映されるため、結果として当ファンドの受益者が間接的に負担することとなります。

(5) 【課税上の取扱い】

◇当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

○個人の受益者に対する課税

①収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用なし）のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②解約時および償還時

解約時および償還時の差益（譲渡益）※については、譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）を利用する場合、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

※解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③損益通算について

解約（換金）時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告を行うことにより上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募株式投資信託および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）など。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額（配当所得については申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います（確定申告不要）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※当ファンドは、少額投資非課税制度（NISA）の対象ではありません。公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。

○法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。））の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2024年11月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

※課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

◇個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

<個別元本について>

①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

③収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の<収益分配金の課税について>を参照。）

<収益分配金の課税について>

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

… (参考情報) ファンドの総経費率 …

総経費率 (①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
1.89%	1.81%	0.08%

(表示桁数未満を四捨五入)

※対象期間: 2024年5月11日～2024年11月11日

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※総経費率には、ファンドにより購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。

※なお、当ファンドについては、入手し得る情報において計算に含まれていない費用はありません。

※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

2024年11月29日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	4,228,248,340	98.34
内 日本	4,228,248,340	98.34
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	71,361,274	1.66
純資産総額	4,299,609,614	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

（参考）

LA USインカムマザーファンド

2024年11月29日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	18,691	0.00
内 アメリカ	18,691	0.00
特殊債券	41,651,306	0.65
内 メキシコ	19,533,716	0.30
内 コロンビア	13,016,903	0.20
内 アメリカ	9,100,687	0.14
社債券	6,221,293,533	96.75
内 アメリカ	5,192,420,823	80.75
内 イギリス	187,499,190	2.92
内 オランダ	100,794,347	1.57
内 バミューダ	88,195,587	1.37
内 カナダ	85,858,155	1.34
内 リベリア	84,893,451	1.32
内 オーストラリア	66,690,163	1.04
内 ルクセンブルグ	50,343,139	0.78
内 パナマ	50,195,477	0.78
内 スイス	36,490,937	0.57
内 ドイツ	31,659,822	0.49
内 ケイマン諸島	31,528,151	0.49
内 スペイン	31,128,111	0.48
内 ニューージーランド	30,822,891	0.48
内 イタリア	30,476,121	0.47
内 日本	30,475,191	0.47
内 ジャージー	29,651,899	0.46
内 フィンランド	28,830,851	0.45
内 シンガポール	13,688,858	0.21
内 イギリス領バージン諸島	7,388,809	0.11
内 フランス	7,013,175	0.11
内 アイルランド	5,248,385	0.08
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	167,381,990	2.60
純資産総額	6,430,345,520	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

（注3）新株予約権付社債券は社債券に含まれます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

2024年11月29日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	LA USインカムマザー ファンド 日本	親投資 信託受 益証券	565,985,107	7.5550 4,276,017,484	7.4706 4,228,248,340	— —	98.34

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2024年11月29日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	98.34
合計	98.34

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

(参考)

LA USインカムマザーファンド

2024年11月29日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	GLAUKOS CORP 2.75 06/15/27 アメリカ	社債券	28,188,380	217.54 61,323,820	256.24 72,232,723	2.75 2027/6/15	1.12
2	WISDOMTREE INC 5.75 08/15/28 アメリカ	社債券	50,497,900	135.58 68,466,189	138.54 69,964,840	5.75 2028/8/15	1.09
3	SHIFT4 PAYMENTS INC 12/15/25 アメリカ	社債券	47,332,360	123.32 58,373,314	146.64 69,412,905	— 2025/12/15	1.08
4	AXON ENTERPRISE INC 0.5 12/15/27 アメリカ	社債券	23,967,660	143.99 34,513,430	278.34 66,713,981	0.5 2027/12/15	1.04
5	BOOKING HOLDINGS INC 0.75 05/01/25 アメリカ	社債券	23,816,920	256.28 61,040,367	277.76 66,154,395	0.75 2025/5/1	1.03
6	HUBSPOT INC 0.375 06/01/25 アメリカ	社債券	25,173,580	260.16 65,492,089	255.09 64,217,802	0.375 2025/6/1	1.00
7	NUTANIX INC 0.25 10/01/27 アメリカ	社債券	46,729,400	135.92 63,514,829	128.69 60,140,737	0.25 2027/10/1	0.94
8	FORD MOTOR CREDIT CO LLC 4.0 11/13/30 アメリカ	社債券	60,296,000	90.54 54,596,381	91.35 55,083,522	4 2030/11/13	0.86
9	CHEFS' WAREHOUSE THE	社債券	41,302,760	114.45	120.89	2.375	0.78

	2.375 12/15/28 アメリカ			47,271,350	49,935,036	2028/12/15	
10	ROYAL CARIBBEAN CRUISES 6.0 08/15/25 リベリア	社債券	9,496,620	355.69 33,778,907	485.73 46,128,643	6 2025/8/15	0.72
11	VISTRA OPERATIONS CO LLC 5.125 05/13/25 アメリカ	社債券	45,222,000	99.55 45,018,546	100.05 45,246,376	5.125 2025/5/13	0.70
12	BACARDI LTD 2.75 07/15/26 バミューダ	社債券	45,222,000	95.36 43,126,950	96.34 43,571,365	2.75 2026/7/15	0.68
13	CONTINENTAL RESOURCES 4.375 01/15/28 アメリカ	社債券	42,508,680	97.23 41,335,315	97.53 41,462,072	4.375 2028/1/15	0.64
14	PARSONS CORP 0.25 08/15/25 アメリカ	社債券	19,294,720	188.11 36,295,942	212.68 41,037,457	0.25 2025/8/15	0.64
15	AG ISSUER LLC 6.25 03/01/28 アメリカ	社債券	40,850,540	94.86 38,753,892	99.22 40,535,981	6.25 2028/3/1	0.63
16	ZIONS BANCORP NA 11/19/35 アメリカ	社債券	37,685,000	100.00 37,685,000	102.37 38,578,755	6.816 2035/11/19	0.60
17	UBS GROUP AG 01/12/29 スイス	社債券	37,685,000	95.75 36,085,154	96.83 36,490,937	3.869 2029/1/12	0.57
18	APACHE CORP 4.25 01/15/30 アメリカ	社債券	37,685,000	94.40 35,574,813	95.21 35,880,725	4.25 2030/1/15	0.56
19	M/A-COM TECH SOLUTIONS 0.25 03/15/26 アメリカ	社債券	22,008,040	151.14 33,263,304	163.02 35,878,607	0.25 2026/3/15	0.56
20	STRIDE INC 1.125 09/01/27 アメリカ	社債券	17,335,100	185.40 32,140,107	205.29 35,588,960	1.125 2027/9/1	0.55
21	GREENBRIER COS INC 2.875 04/15/28 アメリカ	社債券	26,831,720	124.30 33,353,050	131.42 35,263,588	2.875 2028/4/15	0.55
22	GUIDEWIRE SOFTWARE INC 1.25 03/15/25 アメリカ	社債券	19,596,200	133.69 26,200,119	177.19 34,724,466	1.25 2025/3/15	0.54
23	DELTA AIR LINES 2020-AA 2.0 06/10/28 アメリカ	社債券	37,273,161	91.92 34,262,392	92.75 34,573,289	2 2028/6/10	0.54
24	TYLER TECHNOLOGIES INC 0.25 03/15/26 アメリカ	社債券	26,228,760	123.46 32,384,470	131.29 34,438,361	0.25 2026/3/15	0.54
25	CENTENE CORP 4.625 12/15/29 アメリカ	社債券	35,725,380	96.17 34,358,463	95.52 34,127,991	4.625 2029/12/15	0.53
26	AUST & NZ BANKING GROUP 6.742 12/08/32 オーストラリア	社債券	30,148,000	107.48 32,405,489	109.02 32,869,610	6.742 2032/12/8	0.51
27	CNX RESOURCES CORP 2.25 05/01/26 アメリカ	社債券	10,401,060	203.72 21,190,079	314.54 32,716,534	2.25 2026/5/1	0.51

28	CHS/COMMUNITY HEALTH SYS 5.25 05/15/30 アメリカ	社債券	37,685,000	86.53 32,612,496	85.76 32,321,150	5.25 2030/5/15	0.50
29	RENAISSANCERE FINANCE 3.7 04/01/25 アメリカ	社債券	32,409,100	98.81 32,025,459	99.60 32,281,664	3.7 2025/4/1	0.50
30	INTEGER HOLDINGS CORP 2.125 02/15/28 アメリカ	社債券	18,993,240	167.82 31,874,704	168.76 32,053,843	2.125 2028/2/15	0.50

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2024年11月29日現在

種類	投資比率 (%)
株式	0.00
特殊債券	0.65
社債券	96.75
合計	97.40

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

2024年11月29日現在

業種	国内／外国	投資比率 (%)
銀行	外国	0.00
合計		0.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

(参考)

LA USインカムマザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考)

LA USインカムマザーファンド

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

①【純資産の推移】

直近日（2024年11月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (百万円)	純資産総額 (分配付) (百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (円)
第27特定期間末 (2015年 5月11日)	6,022	6,046	0.9967	1.0007
第28特定期間末	5,502	5,525	0.9739	0.9779

(2015年11月10日)				
第29特定期間末 (2016年 5月10日)	4, 572	4, 594	0. 8379	0. 8419
第30特定期間末 (2016年11月10日)	4, 403	4, 424	0. 8370	0. 8410
第31特定期間末 (2017年 5月10日)	4, 622	4, 643	0. 9187	0. 9227
第32特定期間末 (2017年11月10日)	4, 709	4, 735	0. 9213	0. 9263
第33特定期間末 (2018年 5月10日)	4, 455	4, 482	0. 8509	0. 8559
第34特定期間末 (2018年11月12日)	4, 256	4, 271	0. 8493	0. 8523
第35特定期間末 (2019年 5月10日)	3, 580	3, 593	0. 8459	0. 8489
第36特定期間末 (2019年11月11日)	3, 423	3, 435	0. 8630	0. 8660
第37特定期間末 (2020年5月11日)	3, 403	3, 415	0. 8646	0. 8676
第38特定期間末 (2020年11月10日)	3, 613	3, 625	0. 9260	0. 9290
第39特定期間末 (2021年5月10日)	3, 600	3, 611	0. 9810	0. 9840
第40特定期間末 (2021年11月10日)	3, 682	3, 693	1. 0320	1. 0350
第41特定期間末 (2022年5月10日)	3, 696	3, 707	1. 0190	1. 0220
第42特定期間末 (2022年11月10日)	4, 105	4, 116	1. 0743	1. 0773
第43特定期間末 (2023年5月10日)	3, 935	3, 946	1. 0068	1. 0098
第44特定期間末 (2023年11月10日)	4, 156	4, 167	1. 0882	1. 0912
第45特定期間末 (2024年5月10日)	4, 442	4, 453	1. 1702	1. 1732
第46特定期間末 (2024年11月11日)	4, 384	4, 395	1. 1956	1. 1986
2023年11月末日	4, 154	—	1. 0857	—
12月末日	4, 114	—	1. 0760	—
2024年1月末日	4, 299	—	1. 1179	—
2月末日	4, 339	—	1. 1358	—
3月末日	4, 372	—	1. 1488	—
4月末日	4, 450	—	1. 1754	—
5月末日	4, 443	—	1. 1733	—
6月末日	4, 586	—	1. 2143	—
7月末日	4, 306	—	1. 1583	—
8月末日	4, 129	—	1. 1188	—
9月末日	4, 109	—	1. 1162	—
10月末日	4, 348	—	1. 1838	—

11月末日	4,299	—	1.1815	—
-------	-------	---	--------	---

②【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第27特定期間	0.0240
第28特定期間	0.0240
第29特定期間	0.0240
第30特定期間	0.0240
第31特定期間	0.0240
第32特定期間	0.0270
第33特定期間	0.0300
第34特定期間	0.0280
第35特定期間	0.0180
第36特定期間	0.0180
第37特定期間	0.0180
第38特定期間	0.0180
第39特定期間	0.0180
第40特定期間	0.0180
第41特定期間	0.0180
第42特定期間	0.0180
第43特定期間	0.0180
第44特定期間	0.0180
第45特定期間	0.0180
第46特定期間	0.0180

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第27特定期間	6.16
第28特定期間	0.12
第29特定期間	△11.50
第30特定期間	2.76
第31特定期間	12.63
第32特定期間	3.22
第33特定期間	△4.39
第34特定期間	3.10
第35特定期間	1.72
第36特定期間	4.1
第37特定期間	2.3
第38特定期間	9.2
第39特定期間	7.9
第40特定期間	7.0
第41特定期間	0.5
第42特定期間	7.2
第43特定期間	△4.6
第44特定期間	9.9
第45特定期間	9.2
第46特定期間	3.7

（注1）収益率は期間騰落率です。

（注2）各特定期間中の分配金累計額を加算して算出しています。

(注3) 特定期間末が2019年8月29日以前の収益率については、小数点第2位で表示しています。

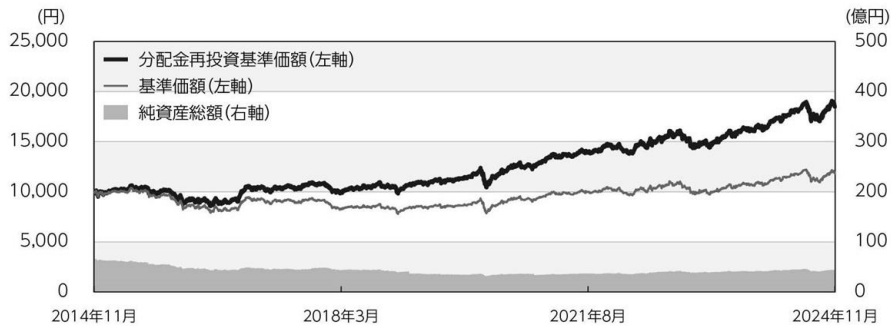
(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第27特定期間	836,498	603,278,376
第28特定期間	7,242,919	399,299,778
第29特定期間	12,927,042	205,189,275
第30特定期間	1,521,182	198,459,748
第31特定期間	31,992,994	260,614,720
第32特定期間	299,783,791	220,318,464
第33特定期間	452,242,473	327,253,068
第34特定期間	77,095,418	301,687,673
第35特定期間	23,307,584	802,642,681
第36特定期間	47,248,625	312,857,505
第37特定期間	131,707,949	162,033,071
第38特定期間	303,543,055	337,597,544
第39特定期間	264,245,826	497,239,102
第40特定期間	297,573,720	398,774,951
第41特定期間	295,099,914	236,310,044
第42特定期間	351,104,958	156,862,447
第43特定期間	307,299,531	220,357,892
第44特定期間	85,704,894	174,990,458
第45特定期間	146,460,771	169,563,026
第46特定期間	62,939,382	191,725,984

(注) 本邦外における設定及び解約はありません。

データの基準日:2024年11月29日

基準価額・純資産の推移 《2014年11月28日～2024年11月29日》



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。
※分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。
(設定日:2001年12月3日)

分配の推移(税引前)

2024年 7月	30円
2024年 8月	30円
2024年 9月	30円
2024年10月	30円
2024年11月	30円
直近1年間累計	360円
設定来累計	10,300円

※分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	LA USインカムマザーファンド	98.34

■LA USインカムマザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

資産の状況

資産の種類	比率(%)
株式	0.00
内 アメリカ	0.00
特殊債券	0.65
内 メキシコ	0.30
内 コロンビア	0.20
内 アメリカ	0.14
社債券	96.75
内 アメリカ	80.75
内 イギリス	2.92
内 オランダ	1.57
内 バミューダ	1.37
内 カナダ	1.34
内 その他	8.80
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	2.60
合計(純資産総額)	100.00

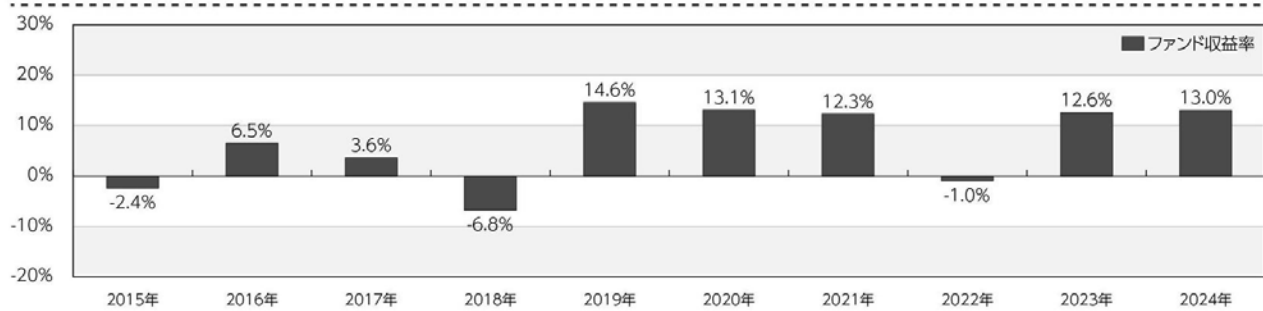
組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	利率(%)	償還日	比率(%)
1	GLAUKOS CORP 2.75 06/15/27	社債券	アメリカ	2.75	2027/6/15	1.12
2	WISDOMTREE INC 5.75 08/15/28	社債券	アメリカ	5.75	2028/8/15	1.09
3	SHIFT4 PAYMENTS INC 12/15/25	社債券	アメリカ	—	2025/12/15	1.08
4	AXON ENTERPRISE INC 0.5 12/15/27	社債券	アメリカ	0.5	2027/12/15	1.04
5	BOOKING HOLDINGS INC 0.75 05/01/25	社債券	アメリカ	0.75	2025/5/1	1.03
6	HUBSPOT INC 0.375 06/01/25	社債券	アメリカ	0.375	2025/6/1	1.00
7	NUTANIX INC 0.25 10/01/27	社債券	アメリカ	0.25	2027/10/1	0.94
8	FORD MOTOR CREDIT CO LLC 4.0 11/13/30	社債券	アメリカ	4	2030/11/13	0.86
9	CHEFS' WAREHOUSE THE 2.375 12/15/28	社債券	アメリカ	2.375	2028/12/15	0.78
10	ROYAL CARIBBEAN CRUISES 6.0 08/15/25	社債券	リベリア	6	2025/8/15	0.72

*新株予約権付社債券は社債券に含まれます。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
 ※2024年については年初から基準日までの収益率を表示しています。
 ※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
 ○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 当ファンドのお申込みは、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時30分までにお買付けのお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みといたします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については、翌営業日のお取扱いとなります。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- (2) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとしします。
- (3) お申込みには、収益の分配がなされた場合に分配金を受領する「一般コース」と、分配金は原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (4) 申込単位は、各販売会社が定める単位とします。申込単位については、販売会社にお問い合わせください。
- (5) 取得申込者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (6) 取得申込みにかかる受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社が別に定める申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。
- (7) 販売会社において金額買付（申込単位が金額にて表示されている場合）による申込みをされた場合、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額はお申込代金の中から差し引かれます。
- (8) 自動けいぞく投資約款に基づく契約に基づき、収益分配金を再投資する際は、1口単位で購入できるものとします。なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。
- (9) 取得申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に各販売会社が定める単位をもって解約を請求することができます。
※ 解約単位は、販売会社にお問い合わせください。
- (2) 解約の請求を行う受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関

等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者が行う際は、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。

- (3) 解約請求の受付については、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時30分までに解約のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みとします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については、翌営業日のお取扱いとなります。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- (4) 解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号※
アセットマネジメントOne株式会社	0120-104-694

※ 電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時から午後5時までとさせていただきます。

(以下同じ。)

- (5) 解約代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、6営業日目から販売会社において受益者に支払われます。
- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。また、信託財産の運用方針の維持および円滑な資金管理のため、当ファンドの残高や市場の流動性等に応じ、委託会社の判断により一日あたりの解約のお申込みの総額について制限を設ける場合があります。
- (7) 信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、前記(4)の規定に準じた価額とします。
- (8) ご換金の方法について、販売会社によっては解約請求制のほかに買取請求制（販売会社が受益権を買取ることにより換金する方法）による換金を受付ける場合があります。詳しくはお申込みの販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

- ① 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

＜主な投資対象の時価評価方法の原則＞

投資対象	評価方法
マザーファンド受益証券	計算日の基準価額
株式	

	計算日※における取引所の最終相場
公社債等	計算日※における以下のいずれかの価額 ・日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） ・金融商品取引業者、銀行などの提示する価額（売り気配相場を除きます。） ・価格情報会社の提供する価額
外貨建資産の円換算	計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値

※ 外国で取引されているものについては、計算日の直近の日とします。

- ② 当ファンドの基準価額は、委託会社の毎営業日（土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日および1月3日以外の日とします。）に計算されます。基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	https://www.am-one.co.jp/	0120-104-694

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2001年12月3日から無期限とします。

（４）【計算期間】

毎月11日から翌月10日までとすることを原則とします。ただし、第1期計算期間は2001年12月3日から2002年1月10日までとします。

上記の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「当該日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は、当該日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（５）【その他】

① 信託契約の解約

以下の場合には信託契約を解約し信託を終了することがあります。

1. 委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
 - a. この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社はかかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- b. 前記 a. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヵ月を下らないものとします。
 - c. 前記 b. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記 1. の信託契約の解約をしません。
 - d. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - e. 前記 b. から d. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記 b. の一定の期間が一ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
 - f. 前記 1. に定める信託契約の解約を行う場合において、前記 b. の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。
- 2. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - 3. 委託会社が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、「②信託約款の変更 4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
 - 4. 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 信託約款の変更
- 1. 委託会社は、信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更できるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
 - 2. 委託会社は、前記 1. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - 3. 前記 2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヵ月を下らないものとします。
 - 4. 前記 3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記 1. の信託約款の変更をしません。
 - 5. 委託会社は、この信託約款を変更しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - 6. 前記 2. に定める変更を行う場合において、前記 3. の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

ます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。

7. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

③ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

2. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

④ 関係法人との契約の更改および受託会社の辞任または解任に伴う取扱い

1. 当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドにおける委託会社と投資顧問会社との間の外部委託契約の契約期間は、マザーファンドの信託契約の期間と同一です。ただし、外部委託契約のいずれの当事者も、30日以上前の書面による通知をもって当該契約を解約できます。なお、当該契約は、日本法を準拠法とします。

2. 委託会社と販売会社との間の募集・販売等契約は、締結日から原則1年間とし、期間終了の3ヵ月前までに別段の意思表示のない時は、同一条件にて継続されます。

3. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は「② 信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑤ 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務処理の一部について、株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑥ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am-one.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑦ 運用報告書

委託会社は、5月と11月の決算時および信託終了時に期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。

・ 交付運用報告書は、販売会社を通じて交付いたします。

・ 運用報告書（全体版）は、次のアドレスに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、交付いたします。

<https://www.am-one.co.jp/>

4 【受益者の権利等】

(1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、ます。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

なお、「自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は受託会社から受けた収益分配金を、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、ます。）に、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

(3) 一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（2024年5月11日から2024年11月11日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年1月10日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMHAM USインカムオープン毎月決算コース（為替ヘッジなし）の2024年5月11日から2024年11月11日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MHAM USインカムオープン毎月決算コース（為替ヘッジなし）の2024年11月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) X B R Lデータは監査の対象には含まれておりません。

1【財務諸表】

【MHAM USインカムオープン毎月決算コース（為替ヘッジなし）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 2024年5月10日現在	当期 2024年11月11日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	76,223,332	61,131,889
親投資信託受益証券	4,385,604,078	4,345,547,206
流動資産合計	4,461,827,410	4,406,679,095
資産合計	4,461,827,410	4,406,679,095
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	11,388,299	11,001,939
未払解約金	1,536,963	4,142,904
未払受託者報酬	396,581	415,259
未払委託者報酬	6,147,097	6,436,586
その他未払費用	13,030	13,650
流動負債合計	19,481,970	22,010,338
負債合計	19,481,970	22,010,338
純資産の部		
元本等		
元本	3,796,099,802	3,667,313,200
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	646,245,638	717,355,557
（分配準備積立金）	894,460,547	1,042,633,383
元本等合計	4,442,345,440	4,384,668,757
純資産合計	4,442,345,440	4,384,668,757
負債純資産合計	4,461,827,410	4,406,679,095

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 2023年11月11日 至 2024年5月10日	当期 自 2024年5月11日 至 2024年11月11日
営業収益		
受取利息	4,799	35,383
有価証券売買等損益	419,217,308	199,943,128
営業収益合計	419,222,107	199,978,511
営業費用		
支払利息	2,030	—
受託者報酬	2,333,131	2,412,578
委託者報酬	36,164,088	37,395,559
その他費用	76,663	79,289
営業費用合計	38,575,912	39,887,426
営業利益又は営業損失（△）	380,646,195	160,091,085
経常利益又は経常損失（△）	380,646,195	160,091,085
当期純利益又は当期純損失（△）	380,646,195	160,091,085
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,977,140	△927,001
期首剰余金又は期首欠損金（△）	336,872,986	646,245,638
剰余金増加額又は欠損金減少額	16,912,928	9,943,439
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	16,912,928	9,943,439
剰余金減少額又は欠損金増加額	17,579,859	32,979,868
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	17,579,859	32,979,868
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金	68,629,472	66,871,738
期末剰余金又は期末欠損金（△）	646,245,638	717,355,557

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期
	自 2024年5月11日 至 2024年11月11日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	特定期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年5月10日及び11月10日を特定期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、当特定期間末日を2024年11月11日としております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期	当期
	2024年5月10日現在	2024年11月11日現在
1. 期首元本額	3,819,202,057円	3,796,099,802円
期中追加設定元本額	146,460,771円	62,939,382円
期中一部解約元本額	169,563,026円	191,725,984円
2. 受益権の総数	3,796,099,802口	3,667,313,200口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	前期	当期
	自 2023年11月11日 至 2024年5月10日	自 2024年5月11日 至 2024年11月11日
1. 分配金の計算過程	(自2023年11月11日 至2023年12月11日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(10,291,017円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(362,406,484円)及び分配準備積立金(617,763,735円)より分配対象収益は990,461,236円(1万口当たり2,587.83円)であり、うち11,482,105円(1万口当たり30円)を分配金額としております。	(自2024年5月11日 至2024年6月10日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(15,184,063円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(20,864,688円)、信託約款に規定される収益調整金(381,796,133円)及び分配準備積立金(890,560,831円)より分配対象収益は1,308,405,715円(1万口当たり3,456.45円)であり、うち11,356,208円(1万口当たり30円)を分配金額としております。
	(自2023年12月12日 至2024年1月10日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(14,042,201円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(363,216,959円)及び分配準備積立金(610,861,456円)より分配対象収益は988,120,616円(1万口当たり2,594.81円)であり、うち	(自2024年6月11日 至2024年7月10日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(17,629,207円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(157,802,637円)、信託約款に規定される収益調整金(382,509,275円)及び分配準備積立金(907,569,073円)より分配対象収益は1,465,510,192円(1万口当たり3,892.49円)であり、うち

11,424,182円（1万口当たり30円）を
分配金額としております。

（自2024年1月11日 至2024年2月13
日）

計算期間末における費用控除後の配
当等収益（18,162,202円）、費用控
除後、繰越欠損金を補填した有価証
券売買等損益（148,820,675円）、信
託約款に規定される収益調整金

（377,691,370円）及び分配準備積立
金（607,543,328円）より分配対象収
益は1,152,217,575円（1万口当たり
3,000.08円）であり、うち
11,521,859円（1万口当たり30円）を
分配金額としております。

（自2024年2月14日 至2024年3月11
日）

計算期間末における費用控除後の配
当等収益（9,087,253円）、費用控除
後、繰越欠損金を補填した有価証券
売買等損益（0円）、信託約款に規定
される収益調整金（379,207,527円）
及び分配準備積立金（753,925,119
円）より分配対象収益は

1,142,219,899円（1万口当たり
2,994.02円）であり、うち
11,444,996円（1万口当たり30円）を
分配金額としております。

（自2024年3月12日 至2024年4月10
日）

計算期間末における費用控除後の配
当等収益（17,104,319円）、費用控
除後、繰越欠損金を補填した有価証
券売買等損益（56,360,003円）、信
託約款に規定される収益調整金

（377,298,864円）及び分配準備積立
金（745,879,779円）より分配対象収
益は1,196,642,965円（1万口当たり
3,157.91円）であり、うち
11,368,031円（1万口当たり30円）を
分配金額としております。

（自2024年4月11日 至2024年5月10
日）

計算期間末における費用控除後の配
当等収益（16,048,187円）、費用控
除後、繰越欠損金を補填した有価証
券売買等損益（83,855,430円）、信
託約款に規定される収益調整金

11,294,903円（1万口当たり30円）を
分配金額としております。

（自2024年7月11日 至2024年8月13
日）

計算期間末における費用控除後の配
当等収益（12,176,411円）、費用控
除後、繰越欠損金を補填した有価証
券売買等損益（0円）、信託約款に規
定される収益調整金（378,251,375
円）及び分配準備積立金

（1,054,441,038円）より分配対象収
益は1,444,868,824円（1万口当たり
3,895.35円）であり、うち
11,127,622円（1万口当たり30円）を
分配金額としております。

（自2024年8月14日 至2024年9月10
日）

計算期間末における費用控除後の配
当等収益（9,378,155円）、費用控除
後、繰越欠損金を補填した有価証券
売買等損益（0円）、信託約款に規定
される収益調整金（378,474,100円）
及び分配準備積立金（1,044,707,692
円）より分配対象収益は

1,432,559,947円（1万口当たり
3,890.88円）であり、うち
11,045,494円（1万口当たり30円）を
分配金額としております。

（自2024年9月11日 至2024年10月10
日）

計算期間末における費用控除後の配
当等収益（16,864,224円）、費用控
除後、繰越欠損金を補填した有価証
券売買等損益（0円）、信託約款に規
定される収益調整金（382,419,435
円）及び分配準備積立金

（1,039,140,352円）より分配対象収
益は1,438,424,011円（1万口当たり
3,906.78円）であり、うち
11,045,572円（1万口当たり30円）を
分配金額としております。

（自2024年10月11日 至2024年11月
11日）

計算期間末における費用控除後の配
当等収益（17,412,095円）、費用控
除後、繰越欠損金を補填した有価証
券売買等損益（0円）、信託約款に規
定される収益調整金（385,565,648

	(381,474,940円)及び分配準備積立金(805,945,229円)より分配対象収益は1,287,323,786円(1万口当たり3,391.17円)であり、うち11,388,299円(1万口当たり30円)を分配金額としております。	円)及び分配準備積立金(1,036,223,227円)より分配対象収益は1,439,200,970円(1万口当たり3,924.40円)であり、うち11,001,939円(1万口当たり30円)を分配金額としております。
2. 委託費用	信託財産の運用の指図にかかわる権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 (注)当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額になっております。 7,949,491円	信託財産の運用の指図にかかわる権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 (注)当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額になっております。 8,224,153円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 2023年11月11日 至 2024年5月10日	当期 自 2024年5月11日 至 2024年11月11日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク)、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

--	--	--

項目	前期 2024年5月10日現在	当期 2024年11月11日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 2024年5月10日現在	当期 2024年11月11日現在
	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額(円)	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額(円)
親投資信託受益証券	106,565,626	156,738,797
合計	106,565,626	156,738,797

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	前期 2024年5月10日現在	当期 2024年11月11日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.1702円 (11,702円)	1.1956円 (11,956円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2024年11月11日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	L A U S インカムマザー ファンド	575, 188, 247	4, 345, 547, 206	
親投資信託受益証券	合計	575, 188, 247	4, 345, 547, 206	
合計			4, 345, 547, 206	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「L A U S インカムマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

同親投資信託の状況は以下の通りであります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

LA USインカムマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2024年11月11日現在	
資産の部	
流動資産	
預金	141,076,073
コール・ローン	31,448,708
特殊債券	42,785,049
社債券	6,384,488,627
未収利息	79,359,181
前払費用	2,217,657
流動資産合計	6,681,375,295
資産合計	6,681,375,295
負債の部	
流動負債	
未払金	98,941,118
流動負債合計	98,941,118
負債合計	98,941,118
純資産の部	
元本等	
元本	871,265,806
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	5,711,168,371
元本等合計	6,582,434,177
純資産合計	6,582,434,177
負債純資産合計	6,681,375,295

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2024年5月11日 至 2024年11月11日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	特殊債券及び社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2024年11月11日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	917,650,195円
同期中追加設定元本額	7,978,912円
同期中一部解約元本額	54,363,301円
元本の内訳	
ファンド名	
MHAM USインカムオープンAコース（為替ヘッジあり）	86,234,525円
MHAM USインカムオープンBコース（為替ヘッジなし）	209,843,034円
MHAM USインカムオープン毎月決算コース（為替ヘッジなし）	575,188,247円
計	871,265,806円
2. 受益権の総数	871,265,806口

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年5月11日 至 2024年11月11日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年11月11日現在
----	---------------

1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2024年11月11日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
特殊債券	911,356
社債券	180,475,911
合計	181,387,267

（注）「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間（2024年7月31日から2024年11月11日まで）に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	2024年11月11日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	7.5550円 (75,550円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

2024年11月11日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
特殊債券	アメリカ・ドル	CITGO PETROLEUM CORP 8.375 01/15/29	58,000.000	60,505.710	
		ECOPETROL SA 5.875 05/28/45	121,000.000	87,180.290	
		PETROLEOS MEXICANOS 10.0 02/07/33	41,000.000	44,321.610	

		PETROLEOS MEXICANOS 5.35 02/12/28	93,000.000	87,377.580	
	アメリカ・ドル	小計	313,000.000 (47,932,820)	279,385.190 (42,785,049)	
特殊債券 合計			47,932,820 (47,932,820)	42,785,049 (42,785,049)	
社債券	アメリカ・ドル	6297782 LLC 5.584 10/01/34	37,000.000	36,804.800	
		ABBVIE INC 3.2 11/21/29	80,000.000	74,908.050	
		ABC SUPPLY CO INC 4.0 01/15/28	50,000.000	47,943.320	
		ABN AMRO BANK NV 03/13/37	200,000.000	171,905.090	
		AES CORP/THE 01/15/55	47,000.000	48,941.340	
		AES CORP/THE 5.45 06/01/28	83,000.000	83,880.320	
		AG ISSUER LLC 6.25 03/01/28	271,000.000	267,078.700	
		AIRCASTLE LTD 6.5 07/18/28	37,000.000	38,493.420	
		ALBEMARLE CORP 4.65 06/01/27	88,000.000	87,515.910	
		ALCOA NEDERLAND HOLDING 7.125 03/15/31	200,000.000	209,811.000	
		ALLEGION US HOLDING CO 5.6 05/29/34	27,000.000	27,736.580	
		ALLIANT HOLD / CO-ISSUER 6.75 04/15/28	80,000.000	80,874.460	
		ALLIED UNIVERSAL HOLDCO 7.875 02/15/31	47,000.000	48,218.940	
		ALLY FINANCIAL INC 05/15/26	95,000.000	87,364.720	
		ALLY FINANCIAL INC 6.7 02/14/33	123,000.000	125,838.740	
		ALPHA GENERATION LLC 6.75 10/15/32	21,000.000	21,281.770	
		AMC NETWORKS INC 4.25 02/15/29	58,000.000	42,957.440	
		AMENTUM ESCROW CORP 7.25 08/01/32	27,000.000	28,110.750	
		AMER AIRLINE 16-3 AA PTT 3.0 10/15/28	208,711.150	196,319.080	
		AMERICAN AIRLINES INC 7.25 02/15/28	174,000.000	178,290.340	
		AMERICAN AIRLINES INC 8.5 05/15/29	46,000.000	48,595.550	
		AMERICAN TOWER CORP 2.95 01/15/25	183,000.000	182,267.000	
		ANTERO RESOURCES CORP 5.375 03/01/30	67,000.000	65,720.980	
		ANZ BANK NEW ZEALAND LTD	200,000.000	204,040.960	

5.898 07/10/34			
APACHE CORP 4.25 01/15/30	250,000.000	236,408.120	
APACHE CORP 4.75 04/15/43	45,000.000	36,561.210	
APACHE CORP 5.25 02/01/42	60,000.000	52,635.030	
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT 6.375 11/15/33	80,000.000	87,915.630	
APPLE INC 3.25 02/23/26	175,000.000	172,564.450	
ARCELORMITTAL SA 6.55 11/29/27	122,000.000	127,585.550	
ARCH CAPITAL FINANCE LLC 4.011 12/15/26	84,000.000	82,678.570	
AS MILEAGE PLAN IP LTD 5.308 10/20/31	41,000.000	39,879.130	
ASBURY AUTOMOTIVE GROUP 4.5 03/01/28	100,000.000	97,498.370	
ASCENT RESOURCES/ARU FIN 6.625 10/15/32	28,000.000	27,972.160	
ASHTREAD CAPITAL INC 5.5 08/11/32	200,000.000	200,212.180	
ASSOC BANC-CORP 08/29/30	43,000.000	43,858.060	
ASTON MARTIN CAPITAL HOL 10.0 03/31/29	200,000.000	197,489.220	
ATHENE HOLDING LTD 3.5 01/15/31	120,000.000	109,624.020	
ATI INC 7.25 08/15/30	100,000.000	104,635.260	
ATLASSIAN CORPORATION 5.5 05/15/34	45,000.000	45,949.960	
AUSGRID FINANCE PTY LTD 4.35 08/01/28	58,000.000	56,534.200	
AUST & NZ BANKING GROUP 6.742 12/08/32	200,000.000	218,809.430	
AVIATION CAPITAL GROUP 1.95 01/30/26	25,000.000	24,047.520	
AXON ENTERPRISE INC 0.5 12/15/27	266,000.000	706,010.420	
BACARDI LTD / MARTINI BV 5.25 01/15/29	37,000.000	37,263.190	
BACARDI LTD 2.75 07/15/26	300,000.000	289,135.530	
BAE SYSTEMS PLC 5.25 03/26/31	200,000.000	203,397.190	
BALL CORP 6.875 03/15/28	59,000.000	60,735.720	
BANCO SANTANDER SA 02/01/34	200,000.000	209,686.000	
BANK OF AMERICA CORP 4.0 01/22/25	95,000.000	94,819.530	
BANK OZK 10/01/31	100,000.000	82,500.000	
BAT CAPITAL CORP 7.75	79,000.000	91,242.720	

10/19/32			
BAYTEX ENERGY CORP 8.5 04/30/30	35,000.000	36,226.440	
BELLRING BRANDS INC 7.0 03/15/30	45,000.000	46,887.840	
BLACKROCK FUNDING INC 4.7 03/14/29	16,000.000	16,126.020	
BLOCK INC 6.5 05/15/32	74,000.000	75,556.660	
BLUE RACER MID LLC/FINAN 7.25 07/15/32	27,000.000	27,998.970	
BNP PARIBAS 12/05/34	200,000.000	210,055.300	
BOARDWALK PIPELINES LP 5.625 08/01/34	65,000.000	65,513.510	
BOEING CO 5.04 05/01/27	135,000.000	134,755.330	
BOEING CO 5.15 05/01/30	45,000.000	44,555.100	
BOEING CO 6.528 05/01/34	25,000.000	26,485.420	
BOMBARDIER INC 7.5 02/01/29	42,000.000	44,088.870	
BOOKING HOLDINGS INC 0.75 05/01/25	89,000.000	234,186.580	
BOOZ ALLEN HAMILTON INC 5.95 08/04/33	47,000.000	49,377.260	
BORR IHC LTD / BORR FIN 10.0 11/15/28	192,682.930	198,119.630	
BOYD GAMING CORP 4.75 12/01/27	190,000.000	186,529.380	
BRAND INDUSTRIAL SERVICE 10.375 08/01/30	67,000.000	71,862.670	
BRITISH AIR 19-1 A PTT 3.35 06/15/29	190,912.820	178,260.560	
BRITISH AIR 19-1 AA PTT 3.3 12/15/32	131,770.220	120,354.380	
BRIXMOR OPERATING PART 4.05 07/01/30	45,000.000	42,862.230	
BROWN & BROWN INC 2.375 03/15/31	78,000.000	66,427.710	
CABOT CORP 5.0 06/30/32	60,000.000	59,714.380	
CAESARS ENTERTAIN INC 7.0 02/15/30	62,000.000	64,163.800	
CALIFORNIA RESOURCES CRP 8.25 06/15/29	41,000.000	42,096.590	
CALIFORNIA RESOURCES CRP 8.25 06/15/29	19,000.000	19,508.170	
CALPINE CORP 3.75 03/01/31	77,000.000	70,010.090	
CALPINE CORP 5.0 02/01/31	206,000.000	195,538.340	
CALPINE CORP 5.25 06/01/26	44,000.000	43,865.410	
CARNIVAL CORP 4.0 08/01/28	75,000.000	71,666.400	

CARNIVAL CORP 5.75 03/01/27	106,000.000	106,706.910	
CARNIVAL CORP 6.65 01/15/28	150,000.000	153,509.700	
CCO HLDGS LLC/CAP CORP 4.5 05/01/32	50,000.000	43,625.300	
CCO HLDGS LLC/CAP CORP 5.0 02/01/28	141,000.000	137,036.390	
CCO HLDGS LLC/CAP CORP 5.125 05/01/27	180,000.000	177,783.540	
CCO HLDGS LLC/CAP CORP 6.375 09/01/29	57,000.000	57,238.030	
CDW LLC/CDW FINANCE 3.25 02/15/29	125,000.000	115,984.300	
CDW LLC/CDW FINANCE 5.55 08/22/34	43,000.000	43,051.600	
CELANESE US HOLDINGS LLC 6.165 07/15/27	128,000.000	130,123.930	
CENOVUS ENERGY INC 2.65 01/15/32	50,000.000	42,286.700	
CENOVUS ENERGY INC 5.4 06/15/47	108,000.000	101,883.340	
CENTENE CORP 4.625 12/15/29	237,000.000	226,917.180	
CENTURYLINK INC 6.875 01/15/28	46,000.000	42,554.860	
CF INDUSTRIES INC 4.5 12/01/26	86,000.000	85,259.100	
CHARLES RIVER LABORATORI 3.75 03/15/29	50,000.000	46,578.920	
CHEFS' WAREHOUSE THE 2.375 12/15/28	274,000.000	320,415.600	
CHENIERE ENERGY PARTNERS 3.25 01/31/32	55,000.000	48,105.320	
CHESAPEAKE ESCROW ISSUER 5.5 02/01/26	91,000.000	91,015.070	
CHESAPEAKE ESCROW ISSUER 5.875 02/01/29	106,000.000	106,040.440	
CHOICE HOTELS INTL INC 5.85 08/01/34	63,000.000	63,870.030	
CHS/COMMUNITY HEALTH SYS 5.25 05/15/30	250,000.000	221,858.490	
CHURCHILL DOWNS INC 4.75 01/15/28	87,000.000	85,134.780	
CIT GROUP INC 6.125 03/09/28	156,000.000	161,674.960	
CITIZENS FINANCIAL GROUP 01/23/30	43,000.000	44,055.670	
CIVITAS RESOURCES INC 8.625 11/01/30	40,000.000	42,447.880	
CIVITAS RESOURCES INC	55,000.000	58,242.300	

8.75 07/01/31			
CLOUD SOFTWARE GRP HOLDG 6.5 03/31/29	75,000.000	74,073.900	
CLOUD SOFTWARE GRP INC 8.25 06/30/32	70,000.000	72,968.630	
CNX RESOURCES CORP 2.25 05/01/26	92,000.000	273,976.000	
COMMERCIAL METALS CO 4.375 03/15/32	70,000.000	64,028.580	
COMSTOCK RESOURCES INC 6.75 03/01/29	86,000.000	84,088.660	
CONCENTRA ESCROW ISSUER 6.875 07/15/32	22,000.000	22,797.380	
CONSTELLATION EN GEN LLC 5.8 03/01/33	65,000.000	67,654.490	
CONSTELLATION EN GEN LLC 6.25 10/01/39	120,000.000	128,183.010	
CONTINENTAL RESOURCES 4.375 01/15/28	282,000.000	274,351.230	
CORECIVIC INC 8.25 04/15/29	120,000.000	127,556.060	
CRESCENT ENERGY FINANCE 7.375 01/15/33	31,000.000	31,039.720	
CRESCENT ENERGY FINANCE 7.625 04/01/32	35,000.000	35,418.810	
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC 3.0 02/15/29	163,000.000	149,538.320	
DANSKE BANK A/S 01/09/26	200,000.000	200,301.870	
DAVITA INC 4.625 06/01/30	130,000.000	121,110.350	
DELEK LOG PART/FINANCE 8.625 03/15/29	64,000.000	66,671.060	
DELTA AIR LINES 2020-AA 2.0 06/10/28	247,267.890	229,726.240	
DELTA AIR LINES INC 7.0 05/01/25	135,000.000	136,024.280	
DEUTSCHE BANK NY 02/10/34	200,000.000	211,381.170	
DIAMOND FRGN/DIAMOND FIN 8.5 10/01/30	23,000.000	24,158.040	
DIAMONDBACK ENERGY INC 3.5 12/01/29	170,000.000	159,212.090	
DICK'S SPORTING GOODS 3.15 01/15/32	75,000.000	66,064.680	
DICK'S SPORTING GOODS 4.1 01/15/52	57,000.000	42,345.520	
DPL INC 4.125 07/01/25	135,000.000	134,498.310	
DPL INC 4.35 04/15/29	6,000.000	5,634.180	
DTE ENERGY COMPANY 3.4 06/15/29	100,000.000	93,867.850	
EMERALD DEBT MERGER	115,000.000	117,139.230	

6.625 12/15/30			
EMRLD BOR / EMRLD CO-ISS	20,000.000	20,489.280	
6.75 07/15/31			
ENCINO ACQUISITION PARTN	29,000.000	30,254.100	
8.75 05/01/31			
ENI SPA 5.5 05/15/34	200,000.000	202,265.310	
ENTEGRIS ESCROW CORP	97,000.000	94,236.950	
4.75 04/15/29			
EQM MIDSTREAM PARTNERS L	65,000.000	65,206.050	
5.5 07/15/28			
EQM MIDSTREAM PARTNERS L	41,000.000	41,833.980	
6.375 04/01/29			
EQUIPMENTSHARE.COM INC	26,000.000	27,152.910	
8.625 05/15/32			
EQUIPMENTSHARE.COM INC	85,000.000	88,454.230	
9.0 05/15/28			
EQUIPMENTSHARE.COM INC	23,000.000	23,874.610	
9.0 05/15/28			
EVERARC ESCROW SARL 5.0	52,000.000	49,358.630	
10/30/29			
FIFTH THIRD BANCORP	36,000.000	35,769.570	
09/06/30			
FIRST AMERICAN FINANCIAL	20,000.000	19,620.630	
5.45 09/30/34			
FLEX LTD 5.25 01/15/32	35,000.000	34,747.470	
FLUOR CORP 4.25 09/15/28	114,000.000	109,767.940	
FMC CORP 5.15 05/18/26	42,000.000	42,046.410	
FMC CORP 5.65 05/18/33	43,000.000	43,570.700	
FMG RESOURCES AUG 2006	100,000.000	91,701.600	
4.375 04/01/31			
FORD MOTOR CREDIT CO LLC	400,000.000	364,522.860	
4.0 11/13/30			
FORD MOTOR CREDIT CO LLC	200,000.000	201,692.490	
5.8 03/08/29			
FORD MOTOR CREDIT CO LLC	200,000.000	210,475.950	
7.35 11/04/27			
FORTRESS TRANS & INFRAS	43,000.000	42,058.040	
5.875 04/15/33			
FREEDOM MORTGAGE HOLD	21,000.000	21,778.380	
9.25 02/01/29			
FREEPORT-MCMORAN INC 5.4	91,000.000	91,599.400	
11/14/34			
FRESHPET INC 3.0	91,000.000	212,394.000	
04/01/28			
FRONTIER COMMUNICATIONS	146,000.000	144,138.610	
5.0 05/01/28			
FRONTIER COMMUNICATIONS	68,000.000	68,011.180	
5.875 10/15/27			
GAP INC/THE 3.625	47,000.000	42,502.410	
10/01/29			
GARTNER INC 3.625	70,000.000	65,677.920	

06/15/29			
GENERAL MOTORS FINL CO 5.4 04/06/26	27,000.000	27,200.060	
GENERAL MOTORS FINL CO 5.45 09/06/34	80,000.000	79,484.090	
GEO GROUP INC/THE 8.625 04/15/29	64,000.000	68,043.240	
GLAUKOS CORP 2.75 06/15/27	187,000.000	476,195.500	
GLENCORE FUNDING LLC 2.5 09/01/30	90,000.000	78,819.890	
GLOBAL ATLANTIC FIN CO 10/15/54	30,000.000	31,321.890	
GLOBAL MARINE INC 7.0 06/01/28	44,000.000	41,823.570	
GLOBAL PAYMENTS INC 1.5 11/15/24	45,000.000	44,986.150	
GLP CAPITAL LP / FIN II 4.0 01/15/30	47,000.000	43,934.300	
GLP CAPITAL LP / FIN II 4.0 01/15/31	56,000.000	51,710.730	
GLP CAPITAL LP / FIN II 5.75 06/01/28	102,000.000	103,849.770	
GOLDMAN SACHS GROUP INC 10/21/27	23,000.000	21,774.710	
GOODMAN US FIN FIVE LLC 4.625 05/04/32	40,000.000	38,484.870	
GOODMAN US FIN THREE 3.7 03/15/28	38,000.000	36,365.950	
GRANITE CONSTRUCTION INC 3.75 05/15/28	225,000.000	489,375.000	
GRAY TELEVISION INC 7.0 05/15/27	50,000.000	48,265.680	
GREENBRIER COS INC 2.875 04/15/28	178,000.000	227,083.500	
GUIDEWIRE SOFTWARE INC 1.25 03/15/25	130,000.000	222,365.000	
GXO LOGISTICS INC 2.65 07/15/31	57,000.000	49,159.290	
GXO LOGISTICS INC 6.25 05/06/29	41,000.000	42,351.200	
H&E EQUIPMENT SERVICES 3.875 12/15/28	45,000.000	41,862.060	
HAWAIIAN AIRLINES 13-1A 3.9 01/15/26	168,485.120	164,764.980	
HCA INC 3.5 09/01/30	85,000.000	78,284.650	
HCA INC 5.5 06/01/33	46,000.000	46,474.330	
HCA INC 7.69 06/15/25	136,000.000	137,977.910	
HEALTH CARE SERVICE CORP 5.875 06/15/54	18,000.000	18,314.120	
HECLA MINING CO 7.25	165,000.000	167,173.510	

02/15/28			
HELMERICH & PAYNE INC 2.9 09/29/31	100,000.000	85,240.870	
HERSHEY COMPANY 4.5 05/04/33	45,000.000	44,618.000	
HERSHEY COMPANY 7.2 08/15/27	150,000.000	159,128.210	
HILTON DOMESTIC OPERATIN 4.875 01/15/30	134,000.000	130,700.400	
HILTON DOMESTIC OPERATIN 5.875 03/15/33	60,000.000	60,200.940	
HILTON GRAND VAC BOR ESC 6.625 01/15/32	54,000.000	54,382.590	
HOME BANCSHARES INC 01/30/32	39,000.000	32,906.250	
HSBC HOLDINGS PLC 03/11/34	200,000.000	201,868.600	
HUB INTERNATIONAL LTD 7.25 06/15/30	64,000.000	66,655.230	
HUGHES SATELLITE SYSTEMS 5.25 08/01/26	92,000.000	84,185.850	
HUGHES SATELLITE SYSTEMS 6.625 08/01/26	24,000.000	20,803.550	
HUNT COS INC 5.25 04/15/29	46,000.000	43,442.890	
HUNTINGTON INGALLS INDUS 4.2 05/01/30	139,000.000	132,557.420	
IDAHO POWER CO 5.2 08/15/34	42,000.000	42,322.980	
IDEX CORP 4.95 09/01/29	42,000.000	42,176.750	
IMPERIAL BRANDS FIN PLC 6.125 07/27/27	200,000.000	205,813.560	
INDEPENDENT BANK GRP INC 08/15/34	50,000.000	51,000.000	
INTERSTATE POWER & LIGHT 5.45 09/30/54	35,000.000	35,149.100	
INTUIT INC 5.125 09/15/28	125,000.000	127,897.470	
IQVIA INC 6.25 02/01/29	29,000.000	30,253.720	
JACOBS ENGINEERING GROUP 5.9 03/01/33	75,000.000	77,162.740	
JACOBS ENGINEERING GROUP 6.35 08/18/28	40,000.000	41,787.480	
JANE STREET GRP/JSG FIN 7.125 04/30/31	59,000.000	61,221.880	
JETBLUE 2019-1 CLASS A 2.95 05/15/28	31,708.860	28,388.980	
JETBLUE 2019-1 CLASS B 8.0 11/15/27	31,618.410	32,202.490	
JM SMUCKER CO 6.2 11/15/33	46,000.000	49,345.490	

JPMORGAN CHASE & CO 05/01/28	110,000.000	107,029.120	
KAISER ALUMINUM CORP 4.5 06/01/31	62,000.000	56,254.070	
KINROSS GOLD CORP 6.25 07/15/33	117,000.000	124,087.780	
KODIAK GAS SERVICES LLC 7.25 02/15/29	21,000.000	21,742.180	
KRAKEN OIL & GAS PARTNER 7.625 08/15/29	19,000.000	18,925.300	
KROGER CO 4.65 09/15/29	35,000.000	35,025.340	
KROGER CO 4.9 09/15/31	63,000.000	63,149.010	
LABL INC 8.625 10/01/31	88,000.000	85,052.690	
LAS VEGAS SANDS CORP 3.5 08/18/26	190,000.000	184,999.350	
LEAR CORP 3.8 09/15/27	41,000.000	39,853.600	
LEGGETT & PLATT INC 4.4 03/15/29	56,000.000	52,776.400	
LIFE TIME INC 5.75 01/15/26	115,000.000	114,998.590	
LIFEPOINT HEALTH INC 10.0 06/01/32	50,000.000	53,527.400	
LIFEPOINT HEALTH INC 11.0 10/15/30	50,000.000	55,883.450	
LIFEPOINT HEALTH INC 9.875 08/15/30	46,000.000	50,448.520	
LIGHTNING POWER LLC 7.25 08/15/32	42,000.000	43,784.580	
LKQ CORP 6.25 06/15/33	56,000.000	58,255.790	
LPL HOLDINGS INC 4.0 03/15/29	100,000.000	94,354.720	
LPL HOLDINGS INC 6.0 05/20/34	45,000.000	46,303.700	
LUMEN TECHNOLOGIES INC 7.65 03/15/42	64,000.000	49,056.000	
LUMENTUM HOLDINGS INC 1.5 12/15/29	281,000.000	392,773.370	
M/A-COM TECH SOLUTIONS 0.25 03/15/26	146,000.000	248,236.500	
MACQUARIE AIRFINANCE HLD 6.5 03/26/31	31,000.000	32,306.180	
MAGELLAN MIDSTREAM PARTN 3.95 03/01/50	103,000.000	78,294.470	
MARRIOTT INTERNATIONAL 3.5 10/15/32	50,000.000	44,815.200	
MARVELL TECHNOLOGY INC 5.95 09/15/33	44,000.000	46,248.450	
MASTEC INC 5.9 06/15/29	40,000.000	40,965.810	
MASTERBRAND INC 7.0 07/15/32	12,000.000	12,297.850	
MATADOR RESOURCES CO 6.5	45,000.000	45,323.590	

04/15/32			
MATADOR RESOURCES CO 6.875 04/15/28	26,000.000	26,642.850	
MAUSER PACKAGING SOLUT 7.875 08/15/26	130,000.000	131,969.370	
MCCORMICK & CO 4.95 04/15/33	51,000.000	50,825.360	
MCGRRAW-HILL EDUCATION 7.375 09/01/31	25,000.000	25,737.830	
MEG ENERGY CORP 5.875 02/01/29	43,000.000	42,661.370	
MERCER INTL INC 12.875 10/01/28	12,000.000	12,789.810	
MERCER INTL INC 5.125 02/01/29	37,000.000	31,967.050	
MGM RESORTS INTL 5.5 04/15/27	150,000.000	150,189.750	
MICRON TECHNOLOGY INC 5.3 01/15/31	26,000.000	26,278.120	
MICROSTRATEGY INC 02/15/27	54,000.000	106,752.060	
MIDWEST GAMING BORROWER 4.875 05/01/29	89,000.000	85,203.100	
MINERAL RESOURCES LTD 8.5 05/01/30	75,000.000	77,134.870	
MIRABELA NICKEL 144-A 1%	1,278.480	0.000	
MOLINA HEALTHCARE INC 3.875 11/15/30	155,000.000	140,968.530	
MONONGAHELA POWER CO 3.55 05/15/27	173,000.000	167,773.400	
MORGAN STANLEY 3.125 07/27/26	175,000.000	170,767.000	
MOSS CREEK RESOURCES HLD 8.25 09/01/31	36,000.000	35,690.160	
MOTOROLA SOLUTIONS INC 4.6 02/23/28	59,000.000	58,956.520	
MOZART DEBT MERGER SUB 3.875 04/01/29	125,000.000	117,378.380	
MSCI INC 3.25 08/15/33	22,000.000	18,927.990	
MSCI INC 3.625 11/01/31	195,000.000	176,179.140	
MURPHY OIL USA INC 4.75 09/15/29	133,000.000	128,103.790	
NABORS INDUSTRIES INC 8.875 08/15/31	27,000.000	26,615.360	
NATIONAL FUEL GAS CO 5.5 10/01/26	80,000.000	80,902.740	
NATIONSTAR MTG HLD INC 6.5 08/01/29	52,000.000	52,465.760	
NAVIENT CORP 5.5 03/15/29	136,000.000	131,297.660	
NETAPP INC 2.7 06/22/30	20,000.000	17,793.640	

NETFLIX INC 5.875 11/15/28	109,000.000	114,009.770	
NEUBERGER BERMAN GRP/FIN 4.5 03/15/27	100,000.000	97,454.550	
NEWELL BRANDS INC 4.2 04/01/26	125,000.000	125,866.500	
NEWMARK GROUP INC 7.5 01/12/29	24,000.000	25,482.980	
NEWS CORP 3.875 05/15/29	64,000.000	60,204.230	
NEXTERA ENERGY CAPITAL 6.051 03/01/25	43,000.000	43,137.860	
NGPL PIPECO LLC 3.25 07/15/31	75,000.000	65,242.510	
NGPL PIPECO LLC 4.875 08/15/27	122,000.000	121,003.180	
NISOURCE INC 03/31/55	43,000.000	43,289.930	
NORDEA BANK ABP 09/25/31	200,000.000	193,216.220	
NRG ENERGY INC 5.75 01/15/28	44,000.000	44,173.860	
NUTANIX INC 0.25 10/01/27	158,000.000	211,703.270	
OCCIDENTAL PETROLEUM COR 6.125 01/01/31	179,000.000	185,386.840	
OCCIDENTAL PETROLEUM COR 6.625 09/01/30	36,000.000	38,075.580	
OCEANEERING INTL INC 6.0 02/01/28	82,000.000	81,039.550	
OCI NV 6.7 03/16/33	200,000.000	200,572.920	
OLD REPUBLIC INTL CORP 5.75 03/28/34	42,000.000	42,896.160	
OLIN CORP 5.0 02/01/30	51,000.000	49,116.760	
OLIN CORP 5.125 09/15/27	18,000.000	17,799.660	
ON SEMICONDUCTOR CORP 3.875 09/01/28	98,000.000	92,524.150	
ONEMAIN FINANCE CORP 7.5 05/15/31	123,000.000	127,760.220	
ONEOK INC 6.05 09/01/33	64,000.000	67,065.550	
OVINTIV INC 5.15 11/15/41	23,000.000	19,674.970	
OVINTIV INC 6.5 02/01/38	79,000.000	82,479.230	
OWENS-BROCKWAY 7.25 05/15/31	41,000.000	41,451.820	
PACIFIC GAS & ELECTRIC 4.95 06/08/25	85,000.000	84,949.300	
PACIFIC GAS & ELECTRIC 6.15 01/15/33	135,000.000	142,089.350	
PANTHER ESCROW ISSUER 7.125 06/01/31	52,000.000	53,617.340	
PARSONS CORP 0.25 08/15/25	172,000.000	430,322.500	
PARTNERRE FINANCE B LLC	138,000.000	131,345.190	

3. 7 07/02/29			
PATRICK INDUSTRIES INC 6. 375 11/01/32	41, 000. 000	40, 731. 110	
PATTERSON-UTI ENERGY INC 3. 95 02/01/28	170, 000. 000	162, 596. 120	
PATTERSON-UTI ENERGY INC 7. 15 10/01/33	48, 000. 000	51, 074. 840	
PENNYMAC FIN SVCS INC 7. 125 11/15/30	43, 000. 000	43, 866. 530	
PENNYMAC FIN SVCS INC 7. 875 12/15/29	48, 000. 000	50, 600. 830	
PERFORMANCE FOOD GROUP I 6. 125 09/15/32	48, 000. 000	48, 501. 260	
PERMIAN RESOURC OPTG LLC 6. 25 02/01/33	31, 000. 000	31, 339. 750	
PERRIGO FINANCE UNLIMITE 6. 125 09/30/32	35, 000. 000	34, 859. 470	
PFIZER INVESTMENT ENTER 4. 65 05/19/30	56, 000. 000	56, 036. 630	
PG&E CORP 03/15/55	42, 000. 000	43, 671. 130	
PG&E CORP 5. 0 07/01/28	59, 000. 000	57, 733. 360	
PG&E CORP 5. 25 07/01/30	47, 000. 000	45, 989. 210	
PHILIP MORRIS INTL INC 5. 125 02/13/31	36, 000. 000	36, 495. 090	
PHILLIPS EDISON GROCERY 4. 95 01/15/35	4, 000. 000	3, 845. 910	
PHILLIPS EDISON GROCERY 5. 75 07/15/34	15, 000. 000	15, 332. 190	
PNC FINANCIAL SERVICES 09/15/26	47, 000. 000	43, 627. 850	
PTC INC 4. 0 02/15/28	47, 000. 000	45, 218. 260	
PUBLIC SERVICE ENTERPRIS 5. 3 08/01/54	44, 000. 000	44, 289. 270	
PULTE GROUP INC 6. 375 05/15/33	48, 000. 000	51, 573. 070	
QORVO INC 4. 375 10/15/29	99, 000. 000	93, 397. 250	
QUANTA SERVICES INC 5. 25 08/09/34	42, 000. 000	41, 840. 120	
RANGE RESOURCES CORP 4. 875 05/15/25	191, 000. 000	190, 618. 190	
RAVEN ACQUISITION HOLDIN 6. 875 11/15/31	112, 000. 000	111, 855. 960	
RAYONIER LP 2. 75 05/17/31	100, 000. 000	86, 171. 160	
RAYTHEON TECH CORP 5. 15 02/27/33	43, 000. 000	43, 424. 820	
RAYTHEON TECHNOLOGIES CORP 4. 125 11/16/28	89, 000. 000	87, 296. 020	
REGAL REXNORD CORP 6. 05 04/15/28	41, 000. 000	42, 018. 450	
REGAL REXNORD CORP 6. 4	45, 000. 000	47, 061. 260	

04/15/33			
REGENCY CENTERS L. P. 5. 25 01/15/34	28,000.000	28,276.660	
REGIONS FINANCIAL CORP 09/06/35	36,000.000	35,916.540	
RENAISSANCERE FINANCE 3. 7 04/01/25	215,000.000	214,029.630	
RENAISSANCERE HOLDINGS L 3. 6 04/15/29	91,000.000	86,459.300	
RETAIL OPPORTUNITY IN 6. 75 10/15/28	46,000.000	48,855.580	
ROBLOX CORP 3. 875 05/01/30	146,000.000	133,449.340	
ROPER TECHNOLOGIES INC 4. 2 09/15/28	89,000.000	87,670.340	
ROPER TECHNOLOGIES INC 4. 75 02/15/32	26,000.000	25,635.750	
ROYAL CARIBBEAN CRUISES 5. 625 09/30/31	56,000.000	56,104.750	
ROYAL CARIBBEAN CRUISES 6. 0 02/01/33	61,000.000	61,781.000	
ROYAL CARIBBEAN CRUISES 6. 0 08/15/25	63,000.000	285,697.120	
ROYAL CARIBBEAN CRUISES 6. 25 03/15/32	43,000.000	43,963.370	
ROYAL CARIBBEAN CRUISES 7. 5 10/15/27	90,000.000	95,537.610	
SABINE PASS LIQUEFACTION 4. 5 05/15/30	92,000.000	89,711.900	
SATURN OIL & GAS INC 9. 625 06/15/29	48,000.000	48,093.810	
SEAGATE HDD CAYMAN 8. 25 12/15/29	18,000.000	19,462.370	
SEAWORLD PARKS & ENTERTA 5. 25 08/15/29	44,000.000	42,512.870	
SEMPRA 10/01/54	52,000.000	52,473.850	
SHIFT4 PAYMENTS INC 12/15/25	265,000.000	350,197.500	
SM ENERGY CO 6. 625 01/15/27	204,000.000	204,947.340	
SM ENERGY CO 6. 75 08/01/29	29,000.000	29,041.990	
SM ENERGY CO 7. 0 08/01/32	25,000.000	25,025.620	
SMYRNA READY MIX CONCRET 6. 0 11/01/28	95,000.000	94,576.200	
SOLVAY FINANCE (AMERICA) 5. 85 06/04/34	200,000.000	205,391.220	
SOLVENTUM CORP 5. 45 03/13/31	55,000.000	55,737.510	
SOLVENTUM CORP 5. 6	34,000.000	34,531.700	

03/23/34			
SONOCO PRODUCTS CO 4. 6 09/01/29	23, 000. 000	22, 500. 380	
SOUTH BOW CAN INFRA HOLD 03/01/55	18, 000. 000	18, 782. 670	
SOUTHWEST GAS CORP 4. 05 03/15/32	46, 000. 000	43, 308. 730	
SOUTHWESTERN ENERGY CO 5. 375 03/15/30	66, 000. 000	65, 261. 110	
SPIRIT AEROSYSTEMS INC 9. 75 11/15/30	50, 000. 000	55, 582. 750	
SPRINT CAPITAL CORP 6. 875 11/15/28	192, 000. 000	206, 377. 040	
SPRINT CAPITAL CORP 8. 75 03/15/32	50, 000. 000	60, 663. 190	
SPRINT CORP 7. 625 03/01/26	165, 000. 000	169, 743. 910	
STANDARD CHARTERED PLC 01/11/35	200, 000. 000	210, 533. 410	
STAR PARENT INC 9. 0 10/01/30	35, 000. 000	36, 861. 610	
STEEL DYNAMICS INC 3. 45 04/15/30	49, 000. 000	45, 779. 190	
STENA INTERNATIONAL SA 7. 25 01/15/31	200, 000. 000	208, 098. 600	
STRIDE INC 1. 125 09/01/27	115, 000. 000	226, 090. 000	
SUMMIT MATERIALS LLC/FIN 7. 25 01/15/31	32, 000. 000	33, 446. 030	
SUNCOR ENERGY INC 7. 15 02/01/32	101, 000. 000	112, 322. 850	
SVB FINANCIAL GROUP 11/15/26	155, 000. 000	465. 000	
SWISS RE SUB FIN PLC 04/05/35	200, 000. 000	201, 472. 350	
SYNCHRONY FINANCIAL 08/02/30	22, 000. 000	22, 470. 520	
SYNCHRONY FINANCIAL 7. 25 02/02/33	101, 000. 000	105, 673. 310	
SYNOVUS FINANCIAL CORP 11/01/30	35, 000. 000	35, 355. 510	
SYSTEM ENERGY RESOURCES 6. 0 04/15/28	105, 000. 000	108, 274. 170	
TAKE-TWO INTERACTIVE SOF 5. 4 06/12/29	41, 000. 000	41, 690. 410	
TAKEDA PHARMACEUTICAL 5. 3 07/05/34	200, 000. 000	203, 112. 940	
TALEN ENERGY SUPPLY LLC 8. 625 06/01/30	51, 000. 000	55, 146. 960	
TENET HEALTHCARE CORP 4. 25 06/01/29	48, 000. 000	45, 707. 640	

TEVA PHARMACEUTICALS NE 3.15 10/01/26	90,000.000	86,216.990	
TIFFANY & CO 4.9 10/01/44	75,000.000	74,346.980	
TOLL BROS FINANCE CORP 4.875 03/15/27	85,000.000	85,075.330	
TOTALENERGIES CAPITAL SA 5.15 04/05/34	46,000.000	46,708.260	
TRANSDIGM INC 4.625 01/15/29	100,000.000	95,835.480	
TRANSDIGM INC 6.0 01/15/33	62,000.000	61,930.020	
TRANSOCEAN INC 8.25 05/15/29	22,000.000	22,353.470	
TRANSOCEAN INC 8.5 05/15/31	31,000.000	31,613.920	
TRANSOCEAN INC 8.75 02/15/30	68,850.000	72,141.580	
TREEHOUSE FOODS INC 4.0 09/01/28	45,000.000	41,389.690	
TRIMBLE INC 4.75 12/01/24	181,000.000	180,928.330	
TRIMBLE INC 6.1 03/15/33	65,000.000	68,732.600	
TRUIST FINANCIAL CORP 10/30/29	140,000.000	150,666.750	
TWILIO INC 3.625 03/15/29	30,000.000	27,858.300	
TWILIO INC 3.875 03/15/31	29,000.000	26,355.720	
TYLER TECHNOLOGIES INC 0.25 03/15/26	174,000.000	225,504.000	
UBS GROUP AG 01/12/29	250,000.000	242,419.350	
UNITED AIR 2020-1 A PTT 5.875 10/15/27	192,891.740	197,068.040	
UNITED AIR 2023-1 A PTT 5.8 07/15/36	53,771.140	55,549.300	
UNITED AIR 2024-1 AA PTT 5.45 02/15/37	45,000.000	46,141.270	
UNITED AIRLINES INC 4.375 04/15/26	70,000.000	69,059.480	
UNITED AIRLINES INC 4.625 04/15/29	28,000.000	26,956.790	
UNITED STATES STEEL CORP 6.875 03/01/29	63,000.000	63,384.930	
UNITEDHEALTH GROUP INC 3.7 12/15/25	210,000.000	208,245.270	
UNIVERSAL HEALTH SVCS 5.05 10/15/34	22,000.000	20,986.230	
UNIVISION COMMUNICATIONS 4.5 05/01/29	100,000.000	89,893.000	
US BANCORP 01/23/30	43,000.000	43,802.090	

USA COM PART/USA COM FIN 6.875 09/01/27	115,000.000	115,812.590	
USA COM PART/USA COM FIN 7.125 03/15/29	35,000.000	35,793.550	
VALARIS LTD 8.375 04/30/30	60,000.000	62,077.680	
VARONIS SYSTEM INC 1.25 08/15/25	312,000.000	532,289.150	
VENTURE GLOBAL CALCASIEU 3.875 08/15/29	47,000.000	43,728.830	
VENTURE GLOBAL LNG INC 8.125 06/01/28	27,000.000	28,217.610	
VENTURE GLOBAL LNG INC 8.375 06/01/31	50,000.000	52,663.600	
VENTURE GLOBAL LNG INC 9.5 02/01/29	49,000.000	54,623.580	
VERISIGN INC 2.7 06/15/31	53,000.000	45,643.640	
VFH PARENT / VALOR CO 7.5 06/15/31	50,000.000	51,868.600	
VICI PROPERTIES / NOTE 4.5 09/01/26	145,000.000	143,591.780	
VICI PROPERTIES / NOTE 4.625 12/01/29	90,000.000	87,196.150	
VIPER ENERGY PARTNERS LP 7.375 11/01/31	31,000.000	32,440.470	
VIRGIN MEDIA SECURED FIN 5.5 05/15/29	200,000.000	190,948.160	
VISTRA OPERATIONS CO LLC 5.125 05/13/25	300,000.000	300,049.500	
VITAL ENERGY INC 7.875 04/15/32	53,000.000	52,445.540	
VITAL ENERGY INC 9.75 10/15/30	95,000.000	102,075.600	
WABTEC CORP 3.45 11/15/26	169,000.000	164,851.380	
WALGREENS BOOTS ALLIANCE 8.125 08/15/29	59,000.000	59,662.490	
WAND NEWCO 3 INC 7.625 01/30/32	66,000.000	68,473.930	
WARNERMEDIA HOLDINGS INC 6.412 03/15/26	125,000.000	125,002.190	
WARRIOR MET COAL INC 7.875 12/01/28	45,000.000	47,002.360	
WATCO COS LLC/FINANCE CO 7.125 08/01/32	35,000.000	36,370.910	
WEBSTER FINANCIAL CORP 4.1 03/25/29	96,000.000	92,114.340	
WESTERN ALLIANCE BANCORP 06/15/31	77,000.000	71,417.500	
WESTERN DIGITAL CORP 3.1	56,000.000	47,156.550	

	02/01/32			
	WESTERN MIDSTREAM OPERAT 4. 05 02/01/30	140, 000. 000	132, 312. 190	
	WESTERN MIDSTREAM OPERAT 6. 35 01/15/29	42, 000. 000	43, 779. 660	
	WHISTLER PIPELINE LLC 5. 95 09/30/34	88, 000. 000	89, 645. 480	
	WILLIAMS COMPANIES INC 4. 9 03/15/29	84, 000. 000	84, 304. 090	
	WINDSOR HOLDINGS III LLC 8. 5 06/15/30	52, 000. 000	55, 020. 570	
	WINDSTREAM ESCROW LLC 8. 25 10/01/31	18, 000. 000	18, 639. 310	
	WISCONSIN ELECTRIC POWER 4. 6 10/01/34	25, 000. 000	24, 352. 990	
	WISDOMTREE INC 5. 75 08/15/28	335, 000. 000	438, 850. 000	
	WMG ACQUISITION CORP 3. 75 12/01/29	77, 000. 000	71, 503. 720	
	XPO INC 7. 125 02/01/32	38, 000. 000	39, 652. 570	
	ZEBRA TECHNOLOGIES CORP 6. 5 06/01/32	16, 000. 000	16, 408. 060	
	ZF NA CAPITAL 6. 875 04/14/28	150, 000. 000	152, 215. 650	
	アメリカ・ドル 小計	39, 229, 948. 760 (6, 007, 674, 353)	41, 690, 535. 640 (6, 384, 488, 627)	
社債券 合計		6, 007, 674, 353. 106 (6, 007, 674, 353)	6, 384, 488, 627 (6, 384, 488, 627)	
合計			6, 427, 273, 676 (6, 427, 273, 676)	

(注)

1. 各種通貨毎の小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における（ ）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率 (%)	有価証券の合計金額に 対する比率 (%)
アメリカ・ドル	特殊債券 4銘柄 社債券 444銘柄	0. 65 96. 99	100. 00

(注) 「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2024年11月29日現在

I 資産総額	4,304,649,333円
II 負債総額	5,039,719円
III 純資産総額（I－II）	4,299,609,614円
IV 発行済数量	3,639,196,120口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.1815円

（参考）

LA USインカムマザーファンド

2024年11月29日現在

I 資産総額	6,457,257,560円
II 負債総額	26,912,040円
III 純資産総額（I－II）	6,430,345,520円
IV 発行済数量	860,758,425口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	7.4706円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

(3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2024年11月29日現在）

資本金の額	20億円
発行する株式総数※	100,000株 (普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株)
発行済株式総数	40,000株 (普通株式24,490株、A種種類株式15,510株)
※種類株式の発行が可能	

直近5カ年の資本金の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構（2024年11月29日現在）

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

② 投資運用の意思決定機構

1. 投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

2. 運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書

を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2024年11月29日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

基本的性格	本数	純資産総額（単位：円）
追加型公社債投資信託	26	1,516,988,622,283
追加型株式投資信託	758	17,219,132,752,149
単位型公社債投資信託	22	35,192,723,676
単位型株式投資信託	194	1,045,153,503,499
合計	1,000	19,816,467,601,607

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
また、中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第282条及び第306条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表及び中間財務諸表の金額は、百万円未満の端数を切り捨てて記載しております。
3. 委託会社は、第39期事業年度（自2023年4月1日至2024年3月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受け、第40期中間会計期間（自2024年4月1日至2024年9月30日）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年5月23日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 長 谷 川 敬
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 稲 葉 宏 和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注1) 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	33,770	41,183
金銭の信託	29,184	28,143
未収委託者報酬	16,279	19,018
未収運用受託報酬	3,307	3,577
未収投資助言報酬	283	315
未収収益	15	6
前払費用	1,129	1,510
その他	2,377	2,088
流動資産計	86,346	95,843
固定資産		
有形固定資産	1,127	1,093
建物	※1 1,001	※1 918
器具備品	※1 118	※1 130
リース資産	※1 7	※1 5
建設仮勘定	—	39
無形固定資産	5,021	4,495
ソフトウェア	3,367	2,951
ソフトウェア仮勘定	1,651	1,543
電話加入権	2	0
投資その他の資産	9,768	8,935
投資有価証券	182	184
関係会社株式	5,810	4,447
長期差入保証金	775	768
繰延税金資産	2,895	3,406
その他	104	128
固定資産計	15,918	14,524
資産合計	102,265	110,368

(単位：百万円)

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	1,481	1,982
リース債務	1	1
未払金	7,246	8,970
未払収益分配金	0	1
未払償還金	-	0
未払手数料	7,005	8,246
その他未払金	240	721
未払費用	7,716	8,616
未払法人税等	1,958	3,676
未払消費税等	277	1,497
賞与引当金	1,730	1,927
役員賞与引当金	48	52
流動負債計	20,460	26,725
固定負債		
リース債務	6	4
退職給付引当金	2,654	2,719
時効後支払損引当金	108	73
固定負債計	2,769	2,796
負債合計	23,230	29,521
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金	19,552	19,552
資本準備金	2,428	2,428
その他資本剰余金	17,124	17,124
利益剰余金	57,481	59,294
利益準備金	123	123
その他利益剰余金	57,358	59,170
別途積立金	31,680	31,680
繰越利益剰余金	25,678	27,490
株主資本計	79,034	80,846
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△0	△0
評価・換算差額等計	△0	△0
純資産合計	79,034	80,846
負債・純資産合計	102,265	110,368

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬	95,739		102,113	
運用受託報酬	16,150		17,155	
投資助言報酬	2,048		2,211	
その他営業収益	23		26	
営業収益計		113,962		121,507
営業費用				
支払手数料	41,073		44,366	
広告宣伝費	216		329	
公告費	0		0	
調査費	33,177		35,468	
調査費	12,294		13,277	
委託調査費	20,882		22,190	
委託計算費	548		558	
営業雑経費	733		823	
通信費	36		36	
印刷費	504		598	
協会費	69		65	
諸会費	29		44	
支払販売手数料	92		78	
営業費用計		75,749		81,545
一般管理費				
給料	10,484		10,763	
役員報酬	168		164	
給料・手当	9,199		9,425	
賞与	1,115		1,173	
交際費	17		34	
寄付金	11		15	
旅費交通費	128		162	
租税公課	330		489	
不動産賃借料	1,006		1,030	
退職給付費用	437		412	
固定資産減価償却費	1,388		1,567	
福利厚生費	47		46	
修繕費	1		1	
賞与引当金繰入額	1,730		1,927	
役員賞与引当金繰入額	48		52	
機器リース料	0		0	
事務委託費	4,074		3,379	
事務用消耗品費	37		46	
器具備品費	1		3	
諸経費	334		240	
一般管理費計		20,078		20,172
営業利益		18,135		19,788

(単位：百万円)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
営業外収益				
受取利息	10		4	
受取配当金	※1 2,400		※1 899	
時効成立分配金・償還金	0		0	
雑収入	10		18	
時効後支払損引当金戻入額	24		35	
営業外収益計		2,446		959
営業外費用				
為替差損	3		19	
金銭の信託運用損	1,003		1,008	
早期割増退職金	24		6	
雑損失	47		0	
営業外費用計		1,079		1,034
経常利益		19,502		19,712
特別利益				
投資有価証券売却益	4		—	
特別利益計		4		—
特別損失				
固定資産除却損	12		6	
投資有価証券売却損	9		—	
関係会社株式評価損	584		1,362	
減損損失	—		※2 231	
特別損失計		606		1,601
税引前当期純利益		18,900		18,111
法人税、住民税及び事業税		4,881		5,769
法人税等調整額		197		△510
法人税等合計		5,078		5,258
当期純利益		13,821		12,852

(3) 【株主資本等変動計算書】

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余 金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	24,216	56,020	77,573
当期変動額									
剰余金の配当							△12,360	△12,360	△12,360
当期純利益							13,821	13,821	13,821
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	1,461	1,461	1,461
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	25,678	57,481	79,034

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△0	△0	77,573
当期変動額			
剰余金の配当			△12,360
当期純利益			13,821
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	△0	△0	△0
当期変動額合計	△0	△0	1,461
当期末残高	△0	△0	79,034

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余 金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	25,678	57,481	79,034
当期変動額									
剰余金の配当							△11,040	△11,040	△11,040
当期純利益							12,852	12,852	12,852
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	1,812	1,812	1,812
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	27,490	59,294	80,846

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△0	△0	79,034
当期変動額			
剰余金の配当			△11,040
当期純利益			12,852
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	△0	△0	△0
当期変動額合計	△0	△0	1,812
当期末残高	△0	△0	80,846

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 … 8～18年 器具備品 … 2～20年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年または10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
6. 収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回又は2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年2回又は4回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(4) 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産の減価償却累計額

(百万円)

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
建物	523	630
器具備品	934	769
リース資産	1	3

(損益計算書関係)

※1. 各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は、次のとおりであります。

(百万円)

	第38期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
受取配当金	2, 393	895

※2. 減損損失

当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しました。

(百万円)

場所	用途	種類	減損損失
本社	事業用資産	ソフトウェア仮勘定	231

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として事業別に資産をグルーピングしております。当社の資産運用業に係るソフトウェア開発計画の大幅な延期に伴い、当該計画に係るソフトウェア仮勘定について、回収可能額まで減額し、当該減少額231百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。なお、当該資産の回収可能額は使用価値により測定しており、使用価値については、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、備忘価額の1円として評価しております。

(株主資本等変動計算書関係)

第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	24, 490	—	—	24, 490
A種種類株式	15, 510	—	—	15, 510
合計	40, 000	—	—	40, 000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月16日 定時株主総会	普通株式	12, 360	309, 000	2022年3月31日	2022年6月17日
	A種種類 株式				

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生（予定）日
2023年6月16日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	11,040	276,000	2023年3月31日	2023年6月19日
	A種種類株式					

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,490	—	—	24,490
A種種類株式	15,510	—	—	15,510
合計	40,000	—	—	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月16日 定時株主総会	普通株式	11,040	276,000	2023年3月31日	2023年6月19日
	A種種類株式				

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年6月17日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生（予定）日
2024年6月17日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	10,280	257,000	2024年3月31日	2024年6月18日
	A種種類株式					

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引）を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主にその他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第38期（2023年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 金銭の信託	29,184	29,184	—
(2) 投資有価証券 其他有価証券	1	1	—
資産計	29,186	29,186	—

第39期（2024年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 金銭の信託	28,143	28,143	—
(2) 投資有価証券 其他有価証券	1	1	—
資産計	28,145	28,145	—

（注1）現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（注2）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第38期（2023年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	33,770	—	—	—
(2) 金銭の信託	29,184	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	16,279	—	—	—
(4) 未収運用受託報酬	3,307	—	—	—
(5) 投資有価証券 其他有価証券(投資信託)	—	1	—	—
合計	82,540	1	—	—

第39期（2024年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	41,183	—	—	—
(2) 金銭の信託	28,143	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	19,018	—	—	—
(4) 未収運用受託報酬	3,577	—	—	—
(5) 投資有価証券 其他有価証券(投資信託)	—	1	—	—
合計	91,923	1	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

第38期（2023年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	29,184	—	29,184
(2) 投資有価証券 其他有価証券	—	1	—	1
資産計	—	29,186	—	29,186

第39期（2024年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	28,143	—	28,143
(2) 投資有価証券 其他有価証券	—	1	—	1
資産計	—	28,145	—	28,145

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（預金・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

（注2）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであります。

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に従い、2. 金融商品の時価等に関する事項及び3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

（百万円）

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
投資有価証券（其他有価証券）		
非上場株式	180	182
関係会社株式		
非上場株式	5,810	4,447

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（第38期の貸借対照表計上額5,810百万円、第39期の貸借対照表計上額4,447百万円）については市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

2. その他有価証券

第38期（2023年3月31日現在）

(百万円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額180百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

第39期（2024年3月31日現在）

(百万円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額182百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	54	4	9

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当はありません。

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について584百万円（関係会社株式584百万円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について1,362百万円（関係会社株式1,362百万円）減損処理を行っております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります）を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)	
	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,576	2,698
勤務費用	279	296
利息費用	2	2
数理計算上の差異の発生額	31	9
退職給付の支払額	△191	△246
退職給付債務の期末残高	2,698	2,760

（2）退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(百万円)	
	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
非積立型制度の退職給付債務	2,698	2,760
未積立退職給付債務	2,698	2,760
未認識数理計算上の差異	△44	△40
未認識過去勤務費用	0	0
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,654	2,719
退職給付引当金	2,654	2,719
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,654	2,719

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
勤務費用	279	296
利息費用	2	2
数理計算上の差異の費用処理額	22	13
過去勤務費用の費用処理額	34	△0
その他	△4	△4
確定給付制度に係る退職給付費用	334	307

(注) 上記退職給付費用以外に早期割増退職金として、前事業年度において24百万円、当事業年度において6百万円を営業外費用に計上しております。

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
割引率	0.09%	0.09%
予想昇給率	1.00%～3.56%	1.00%～3.56%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度103百万円、当事業年度104百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
	(百万円)	(百万円)
繰延税金資産		
未払事業税	121	195
未払事業所税	9	9
賞与引当金	529	590
未払法定福利費	94	98
運用受託報酬	390	351
資産除去債務	15	17
減価償却超過額（一括償却資産）	21	12
減価償却超過額	198	91
繰延資産償却超過額（税法上）	297	331
退職給付引当金	812	832
時効後支払損引当金	33	22
ゴルフ会員権評価損	7	6
関係会社株式評価損	345	761
投資有価証券評価損	4	4
減損損失	—	70
その他	13	8
その他有価証券評価差額金	0	0
繰延税金資産合計	2,895	3,406
繰延税金負債	—	—
繰延税金負債合計	—	—
繰延税金資産の純額	2,895	3,406

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
法定実効税率	30.62 %	30.62 %
（調整）		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.69 %	△1.44 %
その他	△0.06 %	△0.14 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.87 %	29.04 %

(企業結合等関係)

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

2. 企業結合日

2016年10月1日

3. 企業結合の方法

①MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、③DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM (存続会社)	MHAM (消滅会社)
合併比率(*)	1	0.0154

(*) 普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」①の吸収合併及び②の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、③の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	MHAMの普通株式	144,212百万円
取得原価		144,212百万円

(2) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれん	76,224百万円
b. 発生原因	被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。
c. のれんの償却方法及び償却期間	20年間の均等償却

(3) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額	資産合計	40,451百万円
	うち現金・預金	11,605百万円
	うち金銭の信託	11,792百万円
b. 負債の額	負債合計	9,256百万円
	うち未払手数料及び未払費用	4,539百万円

(注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(4) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額	53,030百万円
b. 主要な種類別の内訳	
顧客関連資産	53,030百万円
c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間	
顧客関連資産	16.9年

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
流動資産	－百万円	－百万円
固定資産	68,921百万円	60,761百万円
資産合計	68,921百万円	60,761百万円
流動負債	－百万円	－百万円
固定負債	3,643百万円	1,957百万円
負債合計	3,643百万円	1,957百万円
純資産	65,278百万円	58,804百万円

(注) 固定資産及び資産合計には、のれん及び顧客関連資産の金額が含まれております。

のれん	51,451百万円	47,640百万円
顧客関連資産	20,947百万円	17,109百万円

(2) 損益計算書項目

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業収益	一百万円	一百万円
営業利益	△8,039百万円	△7,649百万円
経常利益	△8,039百万円	△7,649百万円
税引前当期純利益	△8,039百万円	△7,649百万円
当期純利益	△6,744百万円	△6,474百万円
1株当たり当期純利益	△168,617円97銭	△161,850円28銭
(注) 営業利益には、のれん及び顧客関連資産の償却額が含まれております。		
のれんの償却額	3,811百万円	3,811百万円
顧客関連資産の償却額	4,228百万円	3,837百万円

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(収益認識関係)

1. 収益の分解情報

収益の構成は次の通りです。

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
委託者報酬	95,739百万円	102,113百万円
運用受託報酬	14,651百万円	15,156百万円
投資助言報酬	2,048百万円	2,211百万円
成功報酬（注）	1,499百万円	1,999百万円
その他営業収益	23百万円	26百万円
合計	113,962百万円	121,507百万円

（注）成功報酬は、前事業年度においては損益計算書の運用受託報酬、当事業年度においては損益計算書の委託者報酬及び運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 6. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）及び第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(持分法損益等)

当社はPayPayアセットマネジメント株式会社の株式を取得し持分法適用関連会社としておりますが、重要性が乏しいため、関連会社に対する投資の金額等の記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当はありません。

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当はありません。

(2) 子会社及び関連会社等

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当はありません。

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当はありません。

(3) 兄弟会社等

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権 等の所有(被 所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親 会 社 の 子 会 社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	—	—	当社設定 投資信託 の販売	投資信託 の販売代 行手数料	7,474	未払 手数料	1,579
	みずほ証券株式 会社	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券業	—	—	当社設定 投資信託 の販売	投資信託 の販売代 行手数料	13,932	未払 手数料	2,404

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権 等の所有(被 所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親 会 社 の 子 会 社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	—	—	当社設定 投資信託 の販売	投資信託 の販売代 行手数料	8,140	未払 手数料	1,870
	みずほ証券株式 会社	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券業	—	—	当社設定 投資信託 の販売	投資信託 の販売代 行手数料	16,655	未払 手数料	3,137

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

(東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません

(1株当たり情報)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	1,975,862円96銭	2,021,173円74銭
1株当たり当期純利益金額	345,535円19銭	321,310円79銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
当期純利益金額	13,821百万円	12,852百万円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	—	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純利益金額	13,821百万円	12,852百万円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数	40,000株	40,000株
(うち普通株式)	(24,490株)	(24,490株)
(うちA種種類株式)	(15,510株)	(15,510株)

(注1) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

独立監査人の中間監査報告書

2024年11月22日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 稲 葉 宏 和
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

(1) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

	第40期中間会計期間末 (2024年9月30日現在)
(資産の部)	
流動資産	
現金・預金	30,451
有価証券	0
金銭の信託	31,850
未収委託者報酬	19,361
未収運用受託報酬	3,548
未収投資助言報酬	315
未収収益	9
前払費用	1,538
その他	2,282
流動資産計	89,360
固定資産	
有形固定資産	1,040
建物	※1 888
器具備品	※1 146
リース資産	※1 4
建設仮勘定	0
無形固定資産	4,122
ソフトウェア	3,011
ソフトウェア仮勘定	1,111
電話加入権	0
投資その他の資産	8,024
投資有価証券	183
関係会社株式	3,840
長期差入保証金	764
繰延税金資産	3,085
その他	150
固定資産計	13,188
資産合計	102,548

(単位：百万円)

	第40期中間会計期間末 (2024年9月30日現在)
(負債の部)	
流動負債	
預り金	552
リース債務	1
未払金	8,577
未払収益分配金	0
未払償還金	0
未払手数料	8,466
その他未払金	108
未払費用	7,321
未払法人税等	3,650
未払消費税等	※2 1,191
契約負債	7
賞与引当金	916
役員賞与引当金	28
流動負債計	22,247
固定負債	
リース債務	3
退職給付引当金	2,720
時効後支払損引当金	64
固定負債計	2,787
負債合計	25,035
(純資産の部)	
株主資本	
資本金	2,000
資本剰余金	19,552
資本準備金	2,428
その他資本剰余金	17,124
利益剰余金	55,960
利益準備金	123
その他利益剰余金	55,837
別途積立金	31,680
繰越利益剰余金	24,157
株主資本計	77,513
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△0
評価・換算差額等計	△0
純資産合計	77,513
負債・純資産合計	102,548

(2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

		第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
営業収益			
委託者報酬		55,266	
運用受託報酬		8,186	
投資助言報酬		1,200	
その他営業収益		13	
	営業収益計		64,667
営業費用			
支払手数料		24,284	
広告宣伝費		157	
公告費		0	
調査費		18,581	
調査費		6,728	
委託調査費		11,853	
委託計算費		278	
営業雑経費		355	
通信費		19	
印刷費		234	
協会費		33	
諸会費		29	
支払販売手数料		39	
	営業費用計		43,658
一般管理費			
給料		5,154	
役員報酬		89	
給料・手当		5,002	
賞与		63	
交際費		27	
寄付金		5	
旅費交通費		105	
租税公課		298	
不動産賃借料		583	
退職給付費用		210	
固定資産減価償却費	※1	790	
福利厚生費		29	
修繕費		0	
賞与引当金繰入額		916	
役員賞与引当金繰入額		28	
機器リース料		0	
事務委託費		1,607	
事務用消耗品費		19	
器具備品費		0	
諸経費		154	
	一般管理費計		9,933
営業利益			11,075

(単位：百万円)

第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)		
営業外収益		
受取利息	2	
受取配当金	448	
時効成立分配金・償還金	0	
為替差益	26	
金銭の信託運用益	2	
雑収入	6	
時効後支払損引当金戻入額	7	
営業外収益計		494
営業外費用		
早期割増退職金	6	
営業外費用計		6
経常利益		11,563
特別損失		
固定資産除却損	3	
関係会社株式評価損	31	
特別損失計		35
税引前中間純利益		11,528
法人税、住民税及び事業税		3,685
法人税等調整額		320
法人税等合計		4,006
中間純利益		7,522

(3) 中間株主資本等変動計算書

第40期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	27,490
当中間期変動額							
剰余金の配当							△10,855
中間純利益							7,522
株主資本以 外の項目の 当中間期変 動額(純額)							
当中間期変動額 合計	—	—	—	—	—	—	△3,333
当中間期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	24,157

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	59,294	80,846	△0	△0	80,846
当中間期変動額					
剰余金の配当	△10,855	△10,855			△10,855
中間純利益	7,522	7,522			7,522
株主資本以 外の項目の 当中間期変 動額(純額)			0	0	0
当中間期変動額 合計	△3,333	△3,333	0	0	△3,333
当中間期末残高	55,960	77,513	△0	△0	77,513

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 … 8～18年 器具備品 … 3～20年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。 (2) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年または10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から費用処理しております。 (4) 時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
6. 収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる

場合があります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回又は2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年2回又は4回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(4) 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

項目	第40期中間会計期間末 (2024年9月30日現在)
※1. 有形固定資産の減価償却累計額	建物 … 685百万円 器具備品 … 609百万円 リース資産 … 4百万円
※2. 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

項目	第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
※1. 減価償却実施額	有形固定資産 … 76百万円 無形固定資産 … 713百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
普通株式	24,490	—	—	24,490
A種種類株式	15,510	—	—	15,510
合計	40,000	—	—	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金 (財 産) の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年3月15日 みなし株主総会	普通株式	575	14,390	2024年4月1日	2024年4月1日
	A種種類 株式				
2024年6月17日 定時株主総会	普通株式	10,280	257,000	2024年3月31日	2024年6月18日
	A種種類 株式				

会社法第319条第1項に基づき、2024年3月15日に決議があったものとみなされた株主総会での配当決議は当社の子会社であったAsset Management One USA Inc. (以下「AM-One USA」という) の全株式の現物配当であります。

本現物配当は、株式会社みずほフィナンシャルグループ (以下「MHFG」という) の子会社である米州みずほLLC (以下「米州みずほ」という) が、2024年10月1日に米国外国銀行規制上の中間持株会社へ移行することに伴う規制上の対応として実施したものです。

当社が100%保有していたAM-One USAの議決権は、本現物配当後、米州みずほが議決権の51%を、第一生命ホールディングス株式会社 (以下「DL」という) が議決権の49%をそれぞれ保有します。当社を通じてMHFGとDLが間接的に保有していたAM-One USA株式の議決権比率と同等となります。

- (2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの
該当事項はありません。

(金融商品関係)

第40期中間会計期間末 (2024年9月30日現在)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2024年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 有価証券	0	0	—
(2) 金銭の信託	31,850	31,850	—
(3) 投資有価証券 其他有価証券	0	0	—
資産計	31,852	31,852	—

(注) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	—	0	—	0
金銭の信託	—	31,850	—	31,850
投資有価証券				
其他有価証券	—	0	—	0
資産計	—	31,852	—	31,852

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券

有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（銀行預金・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであります。
これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日)第5項に従い、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

区分	中間貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券(その他有価証券)	
非上場株式	182
関係会社株式	
非上場株式	3,840

(有価証券関係)

第40期中間会計期間末
(2024年9月30日現在)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額3,840百万円)については市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

2. その他有価証券

区 分	中間貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	-	-	-
小計	-	-	-
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

(注) 非上場株式(中間貸借対照表計上額182百万円)については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

(持分法損益等)

当社はPayPayアセットマネジメント株式会社の株式を取得し持分法適用関連会社としておりますが、重要性が乏しいため、関連会社に対する投資の金額等の記載を省略しております。

(企業結合等関係)

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

2. 企業結合日

2016年10月1日

3. 企業結合の方法

①MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、③DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM (存続会社)	MHAM (消滅会社)
合併比率(*)	1	0.0154

(*) 普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」①の吸収合併及び②の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、③の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 中間財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

2024年4月1日から2024年9月30日まで

(2) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 MHAMの普通株式 144,212百万円

取得原価 144,212百万円

(3) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれんのご金額 76,224百万円

b. 発生原因 被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。

c. のれんの償却方法及び償却期間 20年間の均等償却

(4) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額 資産合計 40,451百万円

うち現金・預金 11,605百万円

うち金銭の信託 11,792百万円

b. 負債の額 負債合計 9,256百万円

うち未払手数料及び未払費用 4,539百万円

(注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(5) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額 53,030百万円

b. 主要な種類別の内訳

顧客関連資産 53,030百万円

c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

顧客関連資産 16.9年

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

流動資産	－百万円
固定資産	57,453百万円
資産合計	57,453百万円
流動負債	－百万円
固定負債	1,750百万円
負債合計	1,750百万円
純資産	55,702百万円

(注) 固定資産及び資産合計には、のれんの金額45,734百万円及び顧客関連資産の金額15,385百万円が含まれております。

(2) 損益計算書項目

営業収益	－百万円
営業利益	△3,629百万円
経常利益	△3,629百万円
税引前中間純利益	△3,629百万円
中間純利益	△3,101百万円
1株当たり中間純利益	△77,541円29銭

(注) 営業利益には、のれんの償却額1,905百万円及び顧客関連資産の償却額1,723百万円が含まれております。

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(収益認識関係)

1. 収益の分解情報

当中間会計期間の収益の構成は次の通りです。

第40期中間会計期間
(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

委託者報酬	55,266百万円
運用受託報酬	8,186百万円
投資助言報酬	1,200百万円
成功報酬	－百万円
その他営業収益	13百万円
合計	64,667百万円

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 6. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(セグメント情報等)

第40期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
1株当たり純資産額	1,937,834円09銭
1株当たり中間純利益金額	188,050円89銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
中間純利益金額	7,522百万円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る中間純利益金額	7,522百万円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数	40,000株
(うち普通株式)	(24,490株)
(うちA種種類株式)	(15,510株)

(注) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の実取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

委託会社は2024年12月25日付でPayPayアセットマネジメント株式会社が実施した第三者割当増資を引き受け、同社への出資比率が23.4%から49.9%に引き上がりました。

- (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

約 款

追加型証券投資信託 MHAM USインカムオープン毎月決算コース（為替ヘッジなし）
運用の基本方針

約款第20条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

(1) 基本方針

この投資信託は、信託財産の中・長期的な成長を目指します。

(2) 運用方法

①投資対象

L A USインカムマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、債券等に直接投資する場合があります。

②投資態度

1. 主としてL A USインカムマザーファンド受益証券に投資し、信託財産の中・長期的な成長をめざして運用を行います。
2. 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
3. 有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る先物オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
4. 信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）および金利先渡取引ならびに為替先渡取引を行うことができます。
5. 資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 運用制限

- ①株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- ②外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ③同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④同一銘柄の転換社債等への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤有価証券先物取引等は約款第26条の範囲で行います。
- ⑥スワップ取引は約款第27条の範囲で行います。
- ⑦金利先渡取引および為替先渡取引は約款第28条の範囲で行います。
- ⑧一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(4) 収益分配方針

年12回の毎決算時（原則毎月10日、同日が休業日の場合は翌営業日。ただし、第1計算期間の決算日は平成14年1月10日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②分配対象収益についての分配方針

収益分配金額は、分配原資の範囲内で、委託者が決定するものとし、原則として配当等収益等を中心に

分配を行います。ただし、基準価額水準によっては、売買益等が中心となる場合があります。

③留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

追加型証券投資信託
MHAM USインカムオープン毎月決算コース（為替ヘッジなし） 約款

<信託の種類、委託者および受託者>

第1条 この信託は、証券投資信託であり、アセットマネジメントOne 株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

②この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

<信託事務の委託>

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

<信託の目的および当初の信託金>

第3条 委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖する目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

<追加信託金限度額>

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

②追加信託が行われたときは、受託者は、その引受けを証する書面を委託者に交付します。

③委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

<信託期間>

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第52条、第53条第1項、第54条第1項および第56条第2項の規定による信託終了の日までとします。

<受益権の取得申込みの勧誘の種類>

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

<当初の受益者>

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

<受益権の分割および再分割>

第8条 委託者は、第3条に規定する信託によって生じた受益権については、これを500億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託の都度、第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

<追加信託金の価額および口数、基準価額の計算方法>

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じ

た額とします。

- ②この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除く。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ③第32条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

<信託日時の異なる受益権の内容>

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

<受益権の帰属と受益証券の不発行>

- 第11条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。
- ②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
- ④委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）（以下、両者を総称して「指定販売会社」といいます。）ならびに保護預り会社または第49条に規定する委託者の指定する口座管理機関に当該申請の手続きを委任することができます。

<受益権の設定に係る受託者の通知>

第12条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

＜受益権の申込単位および価額＞

第13条 指定販売会社は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口を最低単位として個別に申込単位を設定し、取得の申込みに応じることができるものとします。

②委託者は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1万口以上1万口単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

③前2項の取得申込者は委託者または指定販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者（第49条の委託者の指定する口座管理機関を含みます。）または指定販売会社は、当該取得申込みの代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

④第1項および第2項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る取得価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤前項の手数料の額は、委託者または指定販売会社がそれぞれ定めるものとします。

⑥第4項の規定にかかわらず、別に定める各信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の一部解約金の手取金をもってこの信託に係る受益権の取得申込みをする場合の当該受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

⑦第4項の規定にかかわらず、受益者が第48条第2項の規定に基づいて収益分配金の再投資を行う場合の受益権の価額は、原則として、第42条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑧前各項の規定にかかわらず、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または証券取引所（「証券取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場（以下「取引所」といいます。）のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、受益権の取得申込みの受付けを停止することおよび既に受付けた取得申込みを取り消すことができます。

＜受益証券の券種＞

第14条 （削除）

＜受益権の譲渡に係る記載または記録＞

第15条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

＜受益権の譲渡の対抗要件＞

第16条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

＜受益証券の再交付＞

第17条 （削除）

＜毀損した場合等の再交付＞

第18条 （削除）

＜受益証券の再交付の費用＞

第19条 （削除）

＜運用の基本方針＞

第20条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

＜投資の対象とする資産の種類＞

第21条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定める「特定資産」をいいます。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、第26条、第27条および第28条に定めるものに限りません。）
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形（イ. に掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

＜有価証券および金融商品の指図範囲等＞

第22条 委託者は、信託金を、主として、アセットマネジメントOne 株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるLA USインカムマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券（両者および第8号において同様の性質を有するものを総称して「新株引受権証券等」といいます。）
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で前各号の証券または証書の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

10. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
12. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
14. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、第1号の証券または証書および第8号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第8号の証券または証書のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

- ②委託者は、信託金を前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- ③第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④委託者は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドに属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図はしません。
- ⑤前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

<受託者の自己または利害関係人等との取引>

第22条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第33条において同じ。）、第33条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第21条ならびに第22条第1項および第2項に定める資産への投資等を行うことができます。

- ②前項の取扱い、第25条、第26条ないし第28条、第30条、第32条、第38条、第39条における委託者の指図による取引についても同様とします。

<投資する株式等の範囲>

第23条 委託者が投資することを指図する株式および新株引受権証券等は、第20条の運用の基本方針の範囲内で証券取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式および新株引受権証券等についてはこの限りではありません。

<同一銘柄の株式等への投資制限>

第24条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当

該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ②前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

<信用取引の指図範囲>

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお当該売り付けの決済については、株券の引き渡し又は買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ②前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、且つ次の各号に掲げる株券数の合計額を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしている新株予約権付社債（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

<信用リスク集中回避のための投資制限>

第25条の1の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<デリバティブ取引等に係る投資制限>

第25条の2 委託者は、デリバティブ取引等（デリバティブ取引とは、金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第10号に規定するものをいいます。）を含みます。以下「デリバティブ取引等」といいます（ただし、この信託において取引可能なものに限り。以下同じ。）。）について、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

<先物取引等の運用指図・目的・範囲>

第26条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。)

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とす

る有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第22条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ②委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売り予約と合わせてヘッジの対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買い予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ③委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第22条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第22条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入外貨建貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には、外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

<スワップ取引の運用指図・目的・範囲>

第27条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④前項においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑥委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

<金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲>

第28条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するために金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ②金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。
- ③金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、ヘッジ対象金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引および為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④前項においてマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑥委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

<同一銘柄の転換社債等への投資制限>

第29条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債（第22条第1項第8号において同様の性質を有するものを含みます。これらを総称して「転換社債等」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債等の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ②前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券

の時価総額に、マザーファンドの純資産総額に占める当該転換社債等の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

<有価証券の貸付の指図および範囲>

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ②前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

<特別の場合の外貨建有価証券への投資制限>

第31条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

<外国為替の予約の指図>

第32条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

<信託業務の委託等>

第33条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ②受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限りません。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

<有価証券の保管>

第34条 （削 除）

<混蔵寄託>

第35条 金融機関または証券会社等（証券会社および外国の法令に準拠して設立された法人で証券会社に類する者をいいます。以下同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社等の名義で混蔵寄託できるものとします。

<一括登録>

第36条 （削除）

<信託財産の登記等および記載等の留保等>

第37条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

<有価証券の売却および再投資の指図>

第38条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

②委託者は、前項の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

<資金の借入れの指図および範囲>

第39条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③借入金の利息は信託財産中より支弁します。

<損益の帰属>

第40条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

<受託者による資金の立替え>

第41条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、その都度別にこれを定めます。

<信託の計算期間>

第42条 この信託の計算期間は、毎年1月11日から2月10日まで、2月11日から3月10日まで、3月11日から4月10日まで、4月11日から5月10日まで、5月11日から6月10日まで、6月11日から7月10日まで、7月11日から8月10日まで、8月11日から9月10日まで、9月11日から10月10日まで、10月11日から11月10日まで、11月11日から12月10日までおよび12月11日から翌年1月10日までとすることを原則とします。ただし、第1期計算期間は平成13年12月3日から平成14年1月10日までとします。

②前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

<信託財産に関する報告>

第43条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成してこれを委託者に提出します。

②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成してこれを委託者に提出します。

<信託事務の諸費用および監査費用>

第44条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

<信託報酬等の総額>

第45条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第42条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の165の率を乗じて得た額とします。

②前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

<収益の分配方式>

第46条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。ただし、分配後に残額があるときは、これを次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積立てることができます。

②毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

＜収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責＞

第47条 受託者は、収益分配金については第48条第1項に規定する支払開始日および第48条第2項に規定する交付開始前までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第48条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第51条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第48条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

＜収益分配金、償還金および一部解約金の支払い＞

第48条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第50条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

②前項の規定にかかわらず、別に定める自動けいぞく投資約款に基づく契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

④一部解約金は、第51条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。

⑤前各項（第2項を除く。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとしします。ただし、委託者が自ら募集したものについての支払いは、委託者の営業所において行うものとしします。

⑥収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。

⑦前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。また、「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。

＜委託者の自らの募集に係る受益権の口座管理機関＞

第49条 委託者は、委託者の自らの募集に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

＜収益分配金および償還金の時効＞

第50条 受益者が、収益分配金については第48条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第48条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

＜信託の一部解約＞

第51条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口を最低単位として委託者または指定販売会社が個別に定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

②委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

④平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者または指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

⑤委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による請求の受付けを中止することができます。

⑥前項により、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

＜質権口記載又は記録の受益権の取り扱い＞

第51条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

＜信託契約の解約＞

第52条 委託者は、第5条の規定による信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- ④前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権の総口数の二分の一を超えると
きは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、
かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益
者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥第3項から前項までの規定は、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合
であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにこの公告および書面の交付を行うことが困難な
場合には適用しません。

<信託契約に関する監督官庁の命令>

- 第53条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契
約を解約し信託を終了させます。
- ②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第57条の規定にし
たがいます。

<委託者の登録取消等に伴う取扱い>

- 第54条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託
者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。
- ②前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会
社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第57条第4項に該当する場合を除き、当該投資信
託委託会社と受託者の間において存続します。

<委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い>

- 第55条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を
譲渡することがあります。
- ②委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に
関する事業を承継させることがあります。

<受託者の辞任および解任に伴う取扱い>

- 第56条 受託者は、委託者の承認を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた
場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求す
ることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は第57
条の規定にしたがい、新受託者を選任します。
- ②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

<信託約款の変更>

- 第57条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託
者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする
旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- ②委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとし
る旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られた
る受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付し
たときは、原則として、公告を行いません。
- ③前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べ
るべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超え
るときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、
かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益

者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

<反対者の買取請求権>

第58条 第52条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第52条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

②前項の買取請求の取扱いについては、委託者、受託者の協議により決定するものとします。

<運用報告書に記載すべき事項の提供>

第58条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供します。

②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

<公告>

第59条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.am-one.co.jp/>

②前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

<信託約款に関する疑義の取扱い>

第60条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附則)

第1条 平成18年12月29日現在の信託約款第11条（受益証券の発行）、第12条（受益証券の発行についての受託者の認証）、第14条（受益証券の券種）から第19条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

第2条 第28条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第3条 第28条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成13年12月 3 日

約 款 付 表

(1)別に定める各信託

約款第13条の「別に定める各信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託（MHAM USインカムオープンAコース（為替ヘッジあり））

追加型証券投資信託（MHAM USインカムオープンBコース（為替ヘッジなし））

親投資信託 LA USインカムマザーファンド
運用の基本方針

約款第10条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

(1) 基本方針

この投資信託は、信託財産の中・長期的な成長を目指します。

(2) 運用方法

①投資対象

米国の国債、アセットバック証券等の高格付債や転換社債ならびに新株予約権付社債等の株式関連債およびハイ・イールド債を主要投資対象とします。

②投資態度

1. 主として米国の国債、アセットバック証券等の高格付債、転換社債ならびに新株予約権付社債等の株式関連債およびハイ・イールド債に投資し、信託財産の中・長期的な成長をめざして運用を行います。
2. 景気や金利の局面に応じ、高格付債、株式関連債、ハイ・イールド債の効果的な組合せを図ります。
3. 組入債権がデフォルトした場合、速やかに売却することを基本とします。
4. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
5. 有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る先物オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
6. 信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）および金利先渡取引ならびに為替先渡取引を行うことができます。
7. 運用の効率化を図るため、運用指図に関する権限はロード・アベット・アンド・カンパニー エルエルシーに委託します。（約款第11条の2 参照）

(3) 運用制限

- ①株式への投資は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- ②外貨建資産への投資には、制限を設けません。
- ③同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④同一銘柄の転換社債等への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤有価証券先物取引等は約款第15条の範囲で行います。
- ⑥スワップ取引は約款第16条の範囲で行います。
- ⑦金利先渡取引および為替先渡取引は約款第17条の範囲で行います。
- ⑧一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。